

# 医信の現況 2023



We, for Doctor, for Regional healthcare—シンフォニーのように。

## 静岡県医師信用組合

〒420-0839 静岡市葵区鷹匠3-6-3 静岡県医師会館2階  
TEL 054-246-7740 FAX 054-247-3350  0120-144-493 (フリーダイヤル)  
ホームページ <https://www.shizuokaishin.co.jp/> E-mail [ishin-bk@po2.across.or.jp](mailto:ishin-bk@po2.across.or.jp)

# 目次

---

|                   |         |
|-------------------|---------|
| ごあいさつ             | 1 頁     |
| 基本理念・経営方針         | 1 頁     |
| 行動綱領              | 1 頁     |
| 令和4年度の業績の概況       | 2 頁     |
| 主要な財務指標の推移        | 2 頁     |
| 最近の預金・貸出金残高の推移    | 2 頁     |
| 経営管理体制            | 3～4 頁   |
| 組織                | 4 頁     |
| 組合員数、役員、職員及び店舗の状況 | 5 頁     |
| 業務内容のご紹介          | 5 頁     |
| 静岡県医師信用組合のあゆみ     | 6 頁     |
| 医師信用組合としての連携      | 6 頁     |
| 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 | 7 頁     |
| 信用組合における総代会制度について | 8～9 頁   |
| 第55回通常総代会のもよう     | 9 頁     |
| 地域貢献活動について        | 10 頁    |
| 資料編目次             | 10 頁    |
| 資料編               | 11～27 頁 |
| 融資商品のご案内          | 28～29 頁 |
| 医信からのお知らせ         | 30 頁    |

# ごあいさつ

組合員のみなさまには、平素より静岡県医師信用組合に格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

本年も、ここに「医信の現況2023」をお届けします。

この冊子は、組合員のみなさまに当組合へのご理解をより深めていただく資料として、最近の業績や業務内容、経営の方針等を取りまとめたものです。ご高覧いただき、ご意見、ご指導を賜れば幸いと存じます。

令和4年度の国内経済は、コロナ禍と実質賃金のマイナス継続に加え、根強い将来不安や社会全般に渡る構造要因により個人消費の低迷が続き、資源高や円安がもたらす物価上昇等で景況感の悪化が続きました。

また金融面では、日本銀行の低金利政策の長期継続、米欧の金融引き締め政策と金融不安の台頭、コロナの影響を受けた事業者の信用リスク顕在化懸念などで、金融機関の経営環境は一段と厳しくなることが予想されます。

令和5年度は、新型コロナウイルスの「5類」への移行により国内景気の回復期待が膨らむものの、資源高や円安がもたらす物価上昇の継続、日本銀行の総裁交代に伴う金融政策の見直し動向や海外経済の不確実性と金融市場の変動、海外における地政学リスクの拡大、大規模自然災害の頻発など、世界経済の悪化懸念は増加しています。

こうした不確実な状況下ではありますが、私どもは更に経営効率を追求するとともに、堅固な財務基盤を武器に、組合員の皆様のお役に立てるよう、今後とも良質な金融サービスの提供を目指し、役職員一同従来以上に努力してまいりますので、相変わらぬご支援を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。



令和5年7月

静岡県医師信用組合

理事長 篠原 彰

## 基本理念・経営方針

### □基本理念

協同組織の金融機関として、相互扶助の精神に基づき、金融面を通して組合員の医業経営に関する事業の発展に役立つと共に、地域住民の医療及び健康管理に貢献することを理念としております。

### □経営方針

1. 組合員の医業経営に役立つ良質な金融サービスの提供に努め、金融の円滑化を推進します。
2. 健全経営を基本に収益性を高め、自己資本の充実をはかります。
3. 法令遵守・顧客保護・リスク管理態勢の整備をはかります。

### □事業方針

国内景気は、コロナ禍と実質賃金のマイナス継続に加え、根強い将来不安や社会全般に渡る構造要因により個人消費の低迷が続き、資源高や円安がもたらす物価上昇等で景況感の悪化が続きました。

今後については、新型コロナウイルスの「5類」への移行により国内景気の回復期待が膨らむものの、資源高や円安がもたらす物価上昇の継続、日本銀行の総裁交代に伴う金融政策の見直し動向や海外経済の不確実性と金融市場の変動、海外における地政学リスクの拡大、大

規模自然災害の頻発など、世界経済の悪化懸念は増加しています。

金融面では、日本銀行の低金利政策の長期継続、米欧の金融引き締め政策と金融不安の台頭、コロナの影響を受けた事業者の信用リスク顕在化懸念などで、金融機関の経営環境は一段と厳しくなることが予想されます。

こうした不確実な状況下ではありますが、私どもは更に経営効率を追求するとともに、堅固な財務基盤を武器に、組合員の皆様のお役に立てるよう、次の活動を推進してまいります。

### □令和5年度の重点目標

1. 組合創立55周年を節目に、経営理念の原点に回帰し、組合員ニーズに合致した良質な金融サービスの的確な提供と組合員への利益還元に努め、組合員の裾野拡大を実現する。
2. 金融環境が大きく変動する中で、確固たる財務基盤にもとづく堅実経営を実践する。
3. 業務の“見える化”とシステム化を促進し、一層の生産性向上とCS向上を図る。
4. 円滑なコミュニケーションとコンプライアンス遵守をベースにした相互牽制が働く活力ある組織風土を醸成する。

## 行動綱領

(目的)

第1条 この綱領は、静岡県医師信用組合(以下「当組合」という。)の行動基準を明らかにして、信用の基礎となる企業倫理の確立を図り、当組合の公共的使命を果たすことを目的とします。

(公共的使命)

第2条 当組合は、信用組合の相互扶助精神を基本理念とし、公共的使命の重みを常に自覚し、健全な業務運営の遂行を通して揺るぎない信頼の確立を図ります。

(価値あるサービスの提供)

第3条 当組合は、業域組合との自覚を持ち、創意と工夫を活かして組合員のニーズに応えるとともに、医業を行う組合員ならびに配偶者等(中企法第9条の8第2項第3号)の経営ならびに生活の健全な発展に貢献します。

(法令やルールの厳格な遵守)

第4条 当組合は、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な組織運営を行います。

(透明な経営)

第5条 当組合は、経営等の情報を積極かつ公正に開示し、また経営の透明性を高めることによって組合員とのコミュニケーションの充実を図ります。

(職員の人権の尊重等)

第6条 当組合は、職員の人権、個性を尊重するとともに安全で働きやすい環境を確保します。

(環境問題への取組み)

第7条 当組合は、資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するなど、環境問題に取り組めます。

(社会貢献活動への取組み)

第8条 当組合は、信用組合が地域社会の中においてこそ存続・発展しうる存在であることを自覚し、地域社会への貢献活動に取り組めます。

(反社会的勢力との関係遮断)

第9条 当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、これを断固として排除し、関係遮断を徹底します。

## 令和4年度の業績の概況

### 経済金融環境

令和4年度の国内経済は、コロナ禍と実質賃金のマイナス継続に加え、根強い将来不安や社会全般に渡る構造要因により個人消費の低迷が続き、資源高や円安がもたらす物価上昇等で景況感の悪化が続きました。

また金融面では、日本銀行の低金利政策の長期継続、米欧の金融引き締め政策と金融不安の台頭、コロナの影響を受けた事業者の信用リスク顕在化懸念などで、金融機関の経営環境は一段と厳しくなることが予想されます。

### 資金運用

貸出金が、期末残高で195億8千7百万円(前期比2億7千万円増)となりました。

### 損益状況

収益面では、資金運用収益が9期ぶりに対前期比増加に転じましたが、有価証券売却損の計上を主因に、経常利益は2億1千7百万円(前期比1千3百万円減)、当期純利益は1億5千7百万円(同1千万円減)と期初計画は上回ったものの、減益となりました。

### 資金調達

当組合の預金は組合員の皆様のご信頼をいただき、期末残高で659億2千万円(前期比13億7千9百万円増)と順調に増加しました。

## 主要な財務指標の推移

(単位：千円)

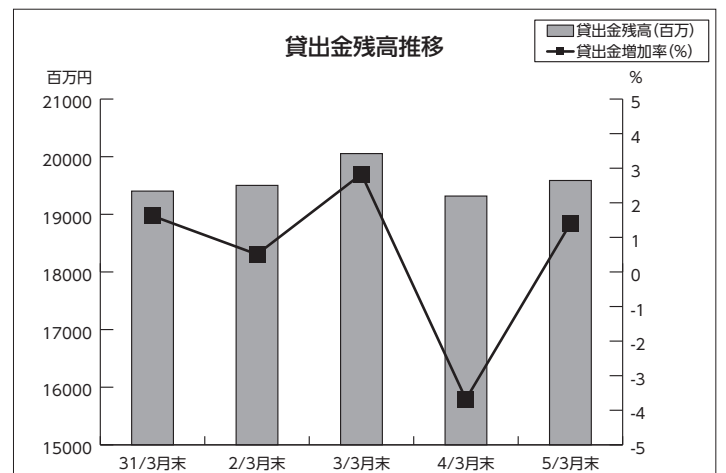
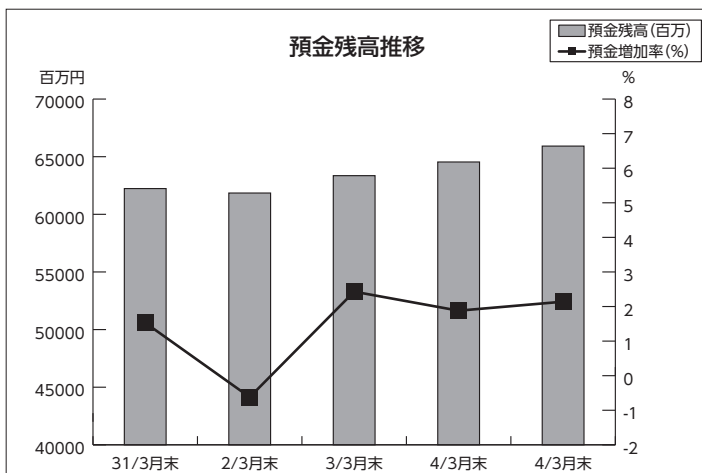
| 区 分         | 平成30年度     | 令和1年度      | 令和2年度      | 令和3年度      | 令和4年度      |
|-------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 経 常 収 益     | 585,009    | 564,675    | 532,049    | 531,059    | 544,630    |
| うち資金運用収益    | 575,002    | 554,394    | 521,298    | 508,589    | 531,994    |
| 経 常 費 用     | 341,232    | 312,101    | 322,111    | 300,191    | 327,583    |
| うち資金調達費用    | 59,366     | 45,118     | 43,857     | 45,642     | 46,862     |
| うち経 費       | 266,024    | 254,029    | 257,084    | 240,373    | 244,147    |
| 経 常 利 益     | 243,776    | 252,574    | 209,937    | 230,868    | 217,046    |
| 当 期 純 利 益   | 171,991    | 182,819    | 143,401    | 167,274    | 157,230    |
| 預 金 積 金 残 高 | 62,235,367 | 61,848,929 | 63,353,814 | 64,541,534 | 65,920,874 |
| 貸 出 金 残 高   | 19,403,980 | 19,502,283 | 20,054,763 | 19,317,577 | 19,587,860 |
| 有 価 証 券 残 高 | 42,132,186 | 41,893,401 | 42,197,199 | 44,022,973 | 43,872,670 |
| 総 資 産 額     | 79,794,136 | 77,548,670 | 78,461,074 | 79,239,555 | 78,848,848 |
| 負 債 合 計     | 70,978,096 | 69,084,777 | 69,826,297 | 70,828,420 | 71,429,452 |
| 純 資 産 額     | 8,816,039  | 8,463,893  | 8,634,777  | 8,411,135  | 7,419,396  |
| 自己資本比率(単体)  | 22.78%     | 21.37%     | 20.65      | 19.82      | 19.79      |
| 出 資 総 額     | 27,630     | 27,390     | 28,160     | 28,290     | 28,250     |
| 出 資 総 口 数   | 2,763口     | 2,739口     | 2,816口     | 2,829口     | 2,825口     |
| 出資に対する配当金   | 6% 1,644   | 6% 1,634   | 6% 1,648   | 6% 1,668   | 6% 1,674   |
| 職 員 数       | 11人        | 11人        | 12人        | 11人        | 13人        |

(注)

- 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示してあります。
- 残高計数は期末日現在のものです。
- 自己資本比率(単体)は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

- ・**資金運用収益** 「経常利益」の主体をなすもので、貸出金や有価証券の受取利息などです。
- ・**資金調達費用** 預金の支払利息が主なものです。
- ・**当期純利益** 「経常利益」に「特別損益」を加減し、「法人税・住民税および事業税」を控除し、法人税等調整額を加えたものが「当期純利益」となります。

## 最近の預金・貸出金残高の推移



## □法令遵守（コンプライアンス）態勢

### 基本方針

当組合は、金融面を通して組合員の医業経営に役立つことを基本理念としておりますが、同時に地域住民の皆様の健康管理に貢献する公共性をも有しております。従って、金融機関としての社会的使命と責任を全うするため法令や社会倫理等の遵守を経営の最重要課題の一つとして位置づけております。

### 態勢

具体的には、役職員を対象とした遵守基準として「行動綱領」を定め、この綱領の精神に基づき、健全な企業風土の確立と職場秩序の維持向上をはかることを目的として、「行動規範」等の規程を設けてあります。

全役職員に対して、こうした規程類のほか、法令や倫理について解説した「コンプライアンス・マニュアル」を配布し、全員がコンプライアンスを常に意識し、正しい業務対応ができるよう体制を整えております。また、諸法令等の改正にあわせ、「コンプライアンス・マニュアル」に修正を加えております。

一方、毎年度「コンプライアンス・プログラム」を策定し、対外講習への参加や職場内勉強会を実施しています。

組織的には、「総務担当」がコンプライアンスに関する事項を管理しますが、詳細については「法令等遵守規程」に定めてあります。

## □リスク管理態勢

### 基本方針

規制緩和など金融の自由化や会計制度等金融環境の変化に伴い、金融機関が抱えるリスクも増大かつ多様化しています。こうした状況のなかで、経営の健全性確保と安定的利益を確保するためには、適切なリスク管理は、コンプライアンスと同様に重要な課題であります。

### 態勢

リスク管理態勢を明確にして、各種のリスクを管理するため、「リスク管理に関する基本規程」が制定されています。信用リスクや市場リスク等個別のリスク管理についてはそれぞれの管理方針、管理規程を定め、そのリスクの所在部門が個別管理を行う一方、独立した「リスク管理担当」がこれを統括、理事会の統制を受けることになっています。

## □マネロン・テロ資金供与対策

### 基本方針

技術の進歩による決済手段の多様化や取引のグローバル化が進行し、金融取引が複雑化する中、当組合では、金融機関としてのマネーロンダリング・テロ資金供与対策については、喫緊の経営課題としてリスクを認識しており、金融庁のガイドラインに基づき対策に取組んでいます。

### 態勢

1. 具体的には、「マネロン・テロ資金供与対策及び拡散金融に係る基本規程」や、その下部規程となる「顧客受入要領」「顧客管理要領」等の制定による管理態勢の整備、並びに取引モニタリングシステムの導入による継続的な管理態勢の構築などを進めています。
2. 経営に対しては、毎年度のマネロン等リスク計画およびガイドラインとの整合を理事会にて付議・報告するとともに、前年度の実績について報告し、次年度以降の計画に反映させています。
3. 引続き、提供商品・サービス、取引形態、顧客属性等を包括的かつ具体的に検証し、リスクの特定・評価等を見直し、リスク管理の高度化・堅確化を進めて参ります。

## □反社会的勢力に対する基本方針

当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり基本方針を定め、これを遵守します。

1. 当組合は、反社会的勢力による不当要求に対し、対応する職員の安全を確保しつつ組織全体として対応し、迅速な問題解決に努めます。

2. 当組合は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
3. 当組合は、信用組合の社会的責任を強く認識し、その責任を組織全体で果たすため、反社会的勢力との取引の未然防止を含めた一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当な要求には応じません。
4. 当組合は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。
5. 当組合は、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対して事案を隠ぺいするための資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。

なお、定款、各種預金規定、融資契約書等に「反社会的勢力排除条項」を追加するとともに、預金口座の開設時など各種取引のお申込みの際に、お客さまが反社会的勢力に該当しないことを表明、確約していただいています。取組みの趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

## □「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「『経営者保証に関するガイドライン』への取組方針」を以下のとおり策定しております。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めております。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っております。

### ○「経営者保証に関するガイドライン」の取組み状況

令和4年度に当組合において、「新規に無保証で融資した件数」は35件（前年度24件）、「新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合」は20.3%（同17.6%）、「保証契約を解除した件数」は0件（同3件）、「経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数（当組合をメイン金融機関として実施したものに限る）」は0件（同0件）となっております。

## □個人情報保護宣言（個人データの安全管理に係る基本方針）

当組合では、個人情報および個人番号（以下、「個人情報等」といいます。）の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等の関係法令等（以下、「法令等」といいます。）を遵守して以下の考えに基づきお客様の個人情報等を厳格に管理し、適正に取り扱うとともに、その正確性・機密保持に努めます。

また、本保護宣言等につきましては、内容を適宜見直し改善してまいります。

当組合は、本保護宣言を当組合の窓口に備付けること並びにホームページにより公表します。

### 1. 個人情報の利用目的

当組合は、法令等に基づき、お客様の個人情報等を、ホームページ等に表示する業務内容ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用し、それ以外の目的では法令等で認められる場合のほか利用いたしません。

また、個人番号については法令等で認められている利用目的以外では利用いたしません。

なお、個人情報の利用目的を変更した場合は直ちに公表いたします。

### 2. 個人情報の適正な取得について

当組合では、上記1で特定した利用目的の達成に必要な範囲で、適法かつ適正な手段により、ホームページ等の個人データの取得元に記載された情報源からお客様の個人情報等を取得いたします。

### 3. 個人データの第三者提供

当組合は、上記1の利用目的の範囲内でホームページ等に表示する第三者へ個人データを提供しております。これ以外には、次の場合を除きお客様の同意なしにお客様の個人データを第三者へ提供いたしません。

但し、個人番号をその内容に含む特定個人情報については、法令等で認められていない限り、お客様の同意があってもこれを第三者に提供いたしません。

- (1) 法令等に基づき必要と判断される場合
- (2) 公共の利益のために必要であると考えられる場合

なお、お客様の個人データについて第三者提供の停止をご希望の場合は、当組合までご連絡ください。

### 4. 個人データの委託

当組合は、上記1の利用目的の範囲内で個人データおよび個人番号に関する取扱いを外部に委託することがあります。なお、適正な取扱いを確保するための契約締結、実施状況の点検などを行います。

### 5. 個人情報等の安全管理措置に関する方針

当組合では、取扱う個人情報等の漏えい・滅失等の防止その他の個人情報等の安全管理のため、組織的安全管理措置、技術的安全管理措置を講じ適正に管理します。

また、役員には必要な教育と監督を、業務委託先に対しては個人情報等の安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督に努めます。

### 6. お客様からの開示、訂正、利用停止等のご請求

(1) 開示のご請求  
お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの開示のご依頼があった場合には、原則として開示いたします。

(2) 訂正等のご請求  
お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの訂正等（訂正・追加・削除）のご依頼があった場合には原則として訂正等いたします。

(3) 利用停止等のご請求  
お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの利用停止等（利用停止・消去）のご依頼があった場合（法令等に基づく正当な理由による）には原則として利用停止等いたします。

(4) ダイレクトメール等の中止  
当組合は、当組合からの商品・サービスのセールスに関するダイレクトメールの送付やお電話等での勧誘のダイレクト・マーケティングで個人情報を利用することについて、これを中止するようお客様よりお申し出があった場合は、遅滞なく当該目的での個人情報の利用を中止いたします。

なお、これらのご請求に当たっては、個人情報の重要性に鑑み、ご請求者（代理人を含む）の本人確認をさせていただきます。ご請求手続きの詳細およびご請求用紙が必要な場合は当組合対応窓口までお申出下さい。

### 7. ご質問・相談・苦情窓口

当組合では、お客様からのご質問等に適切に取組んで参りますので、個人情報の取扱い等に関するご質問等につきましては、以下の窓口にお申出ください。

### 2. お客様にふさわしいサービスの提供

お客様の取引目的・ニーズ、知識等を正確に把握し、お客様にふさわしい金融商品・サービスの提案・販売、情報提供、コンサルティング等を行います。

### 3. 重要な情報のわかりやすい提供

金融商品・サービスの提案・販売等にかかる重要な情報をお客様に正しく理解していただくため分かりやすい内容で提供します。

### 4. 利益相反の適切な管理

取引におけるお客様との利益相反の可能性について正確に把握し、利益相反の懸念がある場合には、適切に管理します。

### 5. 手数料等の明確化

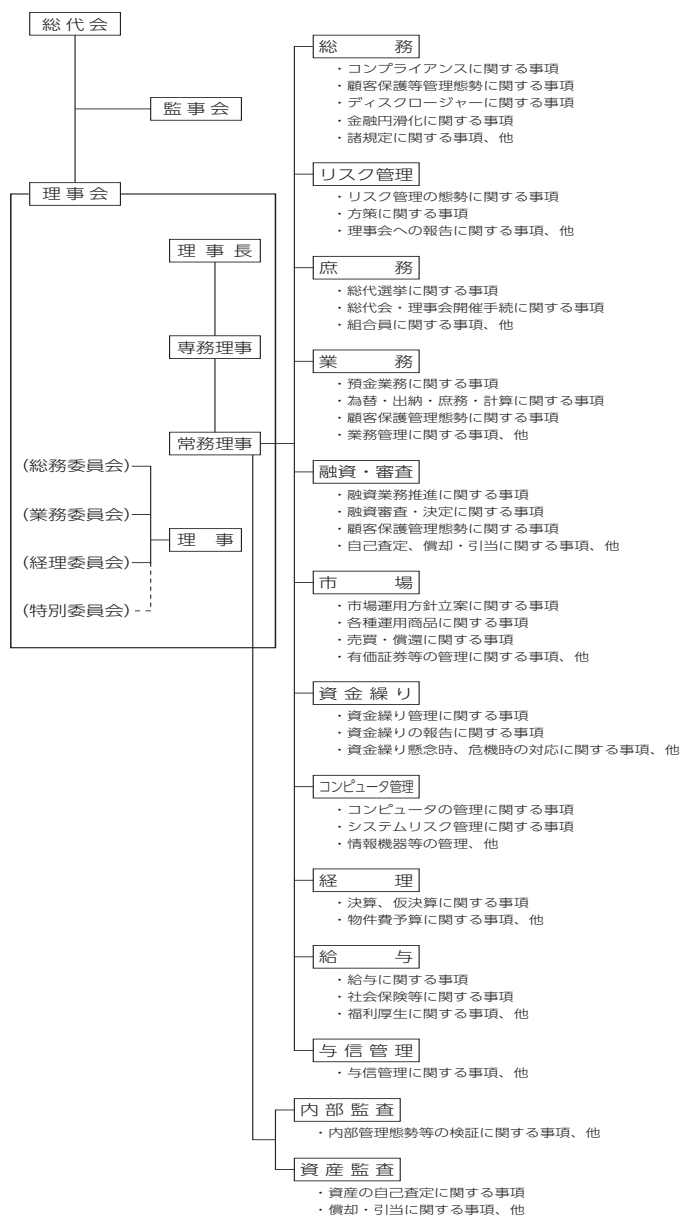
お客様に負担していただく手数料やその他費用について、どのようなサービスに関する対価であるかなど、お客様に正しく理解していただくために、分かりやすく丁寧に情報提供します。

### 6. 従業員に対する適切な動機づけの仕組み等

お客様本位の業務運営を促進するため、従業員の研修、その他の適切な動機づけの仕組みやガバナンス体制を整備します。

|         |                           |
|---------|---------------------------|
| 応対窓口    | 総務担当                      |
| フリーダイヤル | 0120-144-493              |
| FAX     | 054-247-3350              |
| eメール    | ishin-bk@po2.across.or.jp |

## 組 織



### □お客様本位の業務運営方針

静岡県医師信用組合では、基本理念である「協同組織の金融機関として相互扶助の精神に基づき、金融面を通して組合員の医療経営に関する事業の発展に役立つと共に、地域住民の医療および健康管理に貢献すること」を实践するため、「お客様本位の業務運営方針」を制定しました。

以下の通り全職員で共有・実践し、定期的に検証・見直しをすることによって、これまでの活動を通じて築かれたお客様との信頼関係を更に高めてまいります。

#### 1. お客様の最善の利益の追求

(1) 信用組合として、相互扶助の精神と職業倫理を保持し、お客様に対して誠実・公正に業務を行い、お客様に最善の利益が提供できるよう努めます。

(2) また、業務運営が企業文化として定着するよう努めます。

## 組合員数、役員、職員及び店舗の状況

(令和5年7月1日現在)

|      |       |      |        |
|------|-------|------|--------|
| 理事長  | 篠原 彰  | 理事   | 紀平 幸一  |
| 専務理事 | 高倉 英博 | 理事   | 福地 康紀  |
| 常務理事 | 岡田 尚之 | 理事   | 吉富 雄治  |
| 理事   | 磯部 俊一 | 理事   | 加藤 公孝  |
| 理事   | 堀尾 恵三 | 理事   | 岸本 肇   |
| 理事   | 石坂 恭一 | 監事   | 土屋 和弘  |
| 理事   | 滝浪 實  | 監事   | 松永 和彦  |
| 理事   | 石井 英正 | 員外監事 | 大須賀 壮人 |

### 組合員の推移

|    | 令和3年3月末 | 令和4年3月末 | 令和5年3月末 |
|----|---------|---------|---------|
| 法人 | 778人    | 773人    | 777人    |
| 個人 | 1,883人  | 1,909人  | 1,928人  |
| 計  | 2,661人  | 2,682人  | 2,705人  |

### 職員の状況

|    | 令和3年3月末 | 令和4年3月末 | 令和5年3月末 |
|----|---------|---------|---------|
| 職員 | 12人     | 11人     | 13人     |

### 店舗の状況

| 店名 | 住所                        | 電話                | FAX               |
|----|---------------------------|-------------------|-------------------|
| 本店 | 〒420-0839<br>静岡県葵区鷹匠3-6-3 | (054)<br>246-7740 | (054)<br>247-3350 |

## 業務内容のご紹介

協同組織である医師信用組合は、相互扶助の精神をもった組合員で成り立っている点で株式会社である銀行とは根本的に異なっています。

即ち、預金者であり、融資の利用者である先生方はその前に組合に対する**出資者**だということです。

従って、当医信では組合員である先生方に、業務面でもお役に立てるサービスの提供を第一義としております。

**先生方におかれましても設立の趣旨をご理解いただき、金融業務のご利用はまず当医信でお願いいたします。**

以下、主要業務についてご案内いたします。

### 預金業務

#### [普通預金]

指定金融機関から預金口座振替により入金させていただいております。もちろん、ご入用の際はお電話くだされば、診療報酬受取口座へ直ちにご送金いたします。お電話はフリーダイヤルがございます。

(0120-144-493)

普通預金からの資金の送金手数料は組合員の場合には原則として無料です。(右表参照)

#### [定期預金]

期間は1カ月から最長5年まであります。

将来の金利の動きの見方によっては毎年書き換える方法もありますが、この場合「**自動継続方式**」が便利です。

#### [定期積金]

資産を増やす、又は特別の目的をもって一定期間の間に毎月決まった額を積み立てる、それに適したものが定期積金です。期間は1年から5年までの5種類があります。

### 預金利率

当医信では預金利息も組合員に対する収益の還元と考えております。従って、預金利率はできるだけ高くしております。

毎週の金利情報は「[静岡県医師信用組合ホームページ](#)」をご覧ください。

### 融資業務

一般融資の他に、各種ローン制度があり、多くの先生方にご活用いただいております。

○サポートC50 (新型コロナウイルス対応支援特別融資)

○医業承継ローン

○新規開業ローン

○新規開業ローン (無担保口)

○医療機器ローン

○土地購入ローン

○診療所ローン

○ドクターサポートローン

○住宅ローン

○ドクターフリーローン

○教育ローン・プレミアム

○教育ローン

○ドクター教育ローン

○モーターローン・プレミアム

○モーターローン

○研修医・勤務医応援モーターローン

詳しくは巻末「[ローンのご案内](#)」をご覧ください。資金が必要な時はまず、医師信用組合にご相談ください。

### 貸出金利率

預金利率と同じく、相互扶助と組合員に対する収益還元の考え方に立っておりますので、貸出金利率はできるだけ低くしております。貸出金は変動金利制です。利率の変動があった場合、既往の貸出金についてもご通知のうえ適応いたします。

### 為替業務

当医信では、全国信用組合データ通信システム、全国銀行データ通信システムによる為替網を通じて全国の民間金融機関等と結ばれており、先生方のお申し出により資金のお振込ができます。

### 相談業務

当医信は、単に金融業務に終わることなく、静岡県医師協同組合等と提携し経営診断から医業継承対策相談にいたるまで、コンサルタント業務に応じております。

資産相続等につきましても、信託銀行の代理店として、先生方のご支援を図って参ります。

お気軽にご相談ください。

### □手数料一覧 (組合員の手数料は原則として無料となっております)

|       | 種 類                      | 料 金  |
|-------|--------------------------|------|
| 送金手数料 | 他行仕向け・電信扱 (振込先本人口座の場合)   | 無 料  |
|       | 他行仕向け・電信扱 (振込先本人口座以外の場合) | 220円 |
| 証明書発行 | 残高証明書                    | 無 料  |
|       | 融資証明書                    | 無 料  |
|       | その他証明書                   | 無 料  |

## 静岡県医師信用組合のあゆみ

|          |   |
|----------|---|
| 昭和43年7月  | 静岡県医師信用組合設立（初代理事長に東小一先生就任）<br>同月25日業務開始（静岡市追手町9番49号 県医師会館内）<br>総預金112百万円  |
| 昭和44年12月 | 全国信用組合保障基金機構加盟  |
| 昭和45年7月  | 医療金融公庫代理店契約締結   |
| 昭和46年5月  | 出資配当（年6%）始める<br>第二代理事長に多田秀先生就任  |
| 11月      | 県医師会館新築落成に伴い移転（静岡市鷹匠三丁目6番3号）  |
| 昭和47年3月  | 第三代理事長に太田鋼三先生就任   |
| 6月       | 総預金10億円突破   |
| 昭和50年5月  | 出資配当今年8%に引き上げ   |
| 昭和53年5月  | 創立10周年記念配当実施（年2%）<br>7月 創立10周年、7月末預金残高4,857百万円                            |
| 昭和54年5月  | 第四代理事長に安井志郎先生就任   |
| 昭和60年5月  | 昭和59年度決算により利用分量配当実施   |
| 昭和61年5月  | 総預金100億円突破  |
| 昭和62年5月  | 第五代理事長に高野成夫先生就任   |
| 昭和63年5月  | 創立20周年記念配当実施（年2%）<br>7月 創立20周年、7月末預金残高 11,358百万円                          |
| 平成3年10月  | 静岡県信用組合協会会長組合を引受  |
| 平成6年5月   | 出資配当金6%に変更  |
| 平成7年11月  | 全国銀行内国為替制度に加盟   |
| 平成8年5月   | 総預金200億円突破  |
| 11月      | 関東ブロック信用組合協議会に加盟  |
| 平成9年5月   | 第六代理事長に勝呂安先生就任  |
| 8月       | ディスクロージャー誌第1号「医信の現況'97」発刊   |
| 平成10年6月  | 創立30周年記念式典開催、記念配当実施（年2%）<br>7月 創立30周年、7月末預金残高24,841百万円<br>12月 「30周年記念誌」発刊 |
| 平成12年4月  | 監督権限が静岡県から東海財務局に移管  |
| 10月      | 総預金300億円突破  |
| 平成13年6月  | 第七代理事長に吉永歸一先生就任   |
| 7月       | 勝呂安先生に顧問を委嘱   |
| 平成15年12月 | ミニディスクロージャー誌「医信の現況2003（9月中間期）」を発刊   |
| 平成16年8月  | 全国信用組合データ通信センター及びSKCセンターのシステムへ移行<br>9月 総預金400億円突破                         |
| 平成17年6月  | 第八代理事長に岡田幹夫先生就任   |
| 8月       | 吉永歸一先生に顧問を委嘱  |
| 平成19年5月  | SKCセンター第5次システム稼働  |
| 平成20年2月  | 組合内部ネットワークシステム稼働  |
| 7月       | 創立40周年、7月末預金残高48,029百万円   |
| 平成21年2月  | 貸出金100億円突破  |
| 6月       | 第九代理事長に鈴木勝彦先生就任<br>創立40周年記念配当実施（年2%）                                      |
| 7月       | 岡田幹夫先生に顧問を委嘱  |
| 平成22年8月  | 総預金500億円突破  |
| 平成23年4月  | 預金、貸出金の収納方法を、会員が指定した金融機関からの自動振替収納方法に変更                                    |
| 平成24年3月  | 総資産600億円突破  |
| 6月       | 役員選挙を指名推選制から立候補制（推薦含む）に変更   |
| 平成25年1月  | 貸出金150億円突破  |
| 12月      | SKC信用リスク管理システムを導入   |
| 平成27年3月  | 日本銀行資金供給制度の取扱開始   |
| 6月       | 第十代理事長に篠原彰先生就任<br>鈴木勝彦先生に顧問を委嘱  |
| 平成28年3月  | ホームページ開設  |
| 平成29年6月  | インターネットによるローン申込開始   |
| 10月      | 総預金600億円突破  |

|         |   |
|---------|---|
| 平成30年1月 | 静岡県医師会館建替に伴い、静岡市駿河区南町に店舗を移転                               |
| 6月      | 創立50周年記念事業として、記念講演会、記念式典、記念祝賀会を開催 記念誌「静岡県医師信用組合50年の歩み」を発行 |
| 10月     | 資産相続・事業継承にかかる三井住友信託銀行との代理店業務の取扱開始                         |
| 令和2年1月  | 医業承継ローンの取扱開始  |
| 3月      | サポートC（新型コロナウイルス対応支援特別融資）の取扱開始                             |
| 5月      | 静岡県医師会館竣工に伴い現住所に移転  |
| 10月     | マネーロンダリング対策として、SAML（SKC Anti Money Laundering）システムを導入     |
| 令和3年3月  | 貸出金200億円突破  |
| 令和4年10月 | モーニングローン・プレミアム、教育ローン・プレミアム取扱開始                            |
| 令和5年1月  | CS向上と業務の見える化等を目的とした営業支援システム（RUCTY）を本格稼働                   |

## 医師信用組合としての連携

### ○全国医師信用組合連絡協議会

全国の信用組合は令和5年3月末現在145組合で、このうち業域組合は27組合であります。

業域信用組合とは、各都道府県ごとに事務所を有する同業者を組合員として組織されたものです。様々な業種のものがありますが、その中で医師信用組合は全国に19組合あり、「全国医師信用組合連絡協議会」を組織し、毎年1回「総会」を開催して、各組合相互間の連絡およびその他重要な問題を協議しております。

また、定例の総会時および中間時点において常勤役員による事務会議も開催しております。

（令和5年3月31日現在、単位：百万円）

| 組合名        | 設立年月日          | 預金残高          | 貸付残高          |
|------------|----------------|---------------|---------------|
| 神奈川県       | 昭25.2.27       | 143,718       | 68,655        |
| 大阪府        | 27.12.27       | 88,740        | 50,639        |
| 福岡県        | 29.8.23        | 77,795        | 19,956        |
| 鹿児島県       | 34.6.30        | 40,735        | 9,898         |
| 熊本県        | 34.12.20       | 23,023        | 4,200         |
| 兵庫県        | 35.3.19        | 81,366        | 28,332        |
| 佐賀県        | 35.4.26        | 37,447        | 5,424         |
| 愛知県        | 38.4.6         | 86,684        | 20,006        |
| 埼玉県        | 38.6.6         | 70,392        | 13,696        |
| 長崎県        | 38.11.8        | 50,244        | 5,679         |
| 和歌山県       | 39.4.16        | 34,675        | 7,018         |
| 石川県        | 39.7.9         | 40,112        | 7,875         |
| 富山県        | 40.7.1         | 38,955        | 6,875         |
| 岐阜県        | 41.1.31        | 43,958        | 3,822         |
| 福井県        | 42.3.28        | 21,520        | 2,170         |
| <b>静岡県</b> | <b>43.7.22</b> | <b>65,920</b> | <b>19,587</b> |
| 岩手県        | 46.4.24        | 37,704        | 11,327        |
| 群馬県        | 46.11.30       | 22,900        | 5,364         |
| 山形県        | 48.5.10        | 14,013        | 3,785         |

### ○中部地区医師信用組合連絡協議会

医師信用組合では、全国組織の連絡協議会だけでなく、さらに地区別の協議会を組織しております。具体的には、愛知県、石川県、富山県、岐阜県、福井県、静岡県の中部6県の医師信用組合で連絡協議会を組織し、総会ならびに年4回の常務会を開催して信用組合事業の適正な運営と健全化の為に連携を図っております。



## 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

金融に関するトラブルの早期解決を図る目的のため、金融ADR制度（裁判外紛争解決制度）が導入されました。当組合では、お客様からの苦情等のお申し出について、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して迅速・公平・適切な対応を図り、信頼の向上に努めています。

1. お客様からの苦情等については、それぞれの担当部署（業務担当、融資担当）で受け付けます。
2. お申し出いただいた苦情等は、事情・事実関係を調査するとともに、必要に応じ関係部署との連携を図り、公正・迅速・誠実に対応し、解決に努めます。
3. 苦情等の受付・対応に当たっては、個人情報保護に関する法律やガイドライン等に沿い、適切に取り扱いたします。
4. お客様からの苦情等のお申し出は、しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します、その標準的な手続等の情報を提供します。
5. 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することが出来ます。その際は、しんくみ相談所の規則等を遵守し解決に取組みます。
6. 顧客サポート等に係る情報の集約、苦情等に対する対応の進捗状況および処理指示については、総務担当が一元的に管理します。
7. 反社会的勢力による苦情等を装った圧力に対しては、規程等に基づき、必要に応じ警察等関係機関との連携をとった上、断固たる対応をとります。
8. 苦情等に対応するため、研修等により関連規程等に基づき業務が運営されるよう、組合内に周知・徹底を図ります。
9. 苦情等の内容について分析し、調査を行った苦情等の発生原因を把握した上、苦情等の再発防止、未然防止に向けた取組みを不断に行います。

### ○苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、下記の窓口をご利用ください。

窓 口：ご購入に関する件は、  
静岡県医師信用組合「業務担当」  
ご融資に関する件は、  
静岡県医師信用組合「融資担当」

電 話：0120-144-493

受 付 日：月曜日～金曜日  
(土・日曜日、祝日および組合の休業日は除く)

受付時間：午前9時～午後5時

なお、苦情対応の手続きについては、当組合ホームページをご覧ください。

### ○紛争解決措置

弁護士による紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、静岡県医師信用組合「総務担当」（電話：0120-144-493）または下記窓口までお申し出ください。また、お客さまから下記の各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、下記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。

窓 口：全国信用組合中央協会 しんくみ相談所

受 付 日：月曜日～金曜日  
(土・日曜日、祝日および協会の休業日は除く)

受付時間：午前9時～午後5時

電 話：03-3567-2456

住 所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5  
(全国信用組合会館内)

しんくみ相談所が取次ぐ仲裁センター等（お客様から各仲裁センター等に直接お申し出いただくことも可能です。）

| 名 称 | 東京弁護士会<br>紛争解決センター               | 第一東京弁護士会<br>仲 裁 セ ン タ ー          | 第二東京弁護士会<br>仲 裁 セ ン タ ー          |
|-----|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|
| 住 所 | 〒100-0013<br>東京都千代田区霞ヶ関<br>1-1-3 | 〒100-0013<br>東京都千代田区霞ヶ関<br>1-1-3 | 〒100-0013<br>東京都千代田区霞ヶ関<br>1-1-3 |
| 電 話 | 03-3581-0031                     | 03-3595-8588                     | 03-3581-2249                     |
| 受付日 | 月～金(除 祝日、年末年始)                   | 月～金(除 祝日、年末年始)                   | 月～金(除 祝日、年末年始)                   |
| 時 間 | 9:30～12:00<br>13:00～15:00        | 10:00～12:00<br>13:00～16:00       | 9:30～12:00<br>13:00～17:00        |

仲裁センター等では東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法もあります。

①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。

②現地調停：東京の弁護士会の幹旋人と東京以外の弁護士会の幹旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により共同して解決に当たる。

※移管調停・現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

### 用語の解説

#### 仲裁センターとは…

・裁判や民事調停に比べ短期間で紛争を解決することを目的に弁護士会が設置・運営している機関です。経験豊かな弁護士が幹旋・仲裁人となり、申立人（お客様）と相手方（信用組合）の双方の言い分をよく聞いたうえで、話し合いで解決できるよう和解の斡旋をしたり、双方の合意に基づき公平・中立な立場から仲裁判断をしたりします。

# 信用組合における総代会制度について

## 1. 総代会の仕組み（役割）

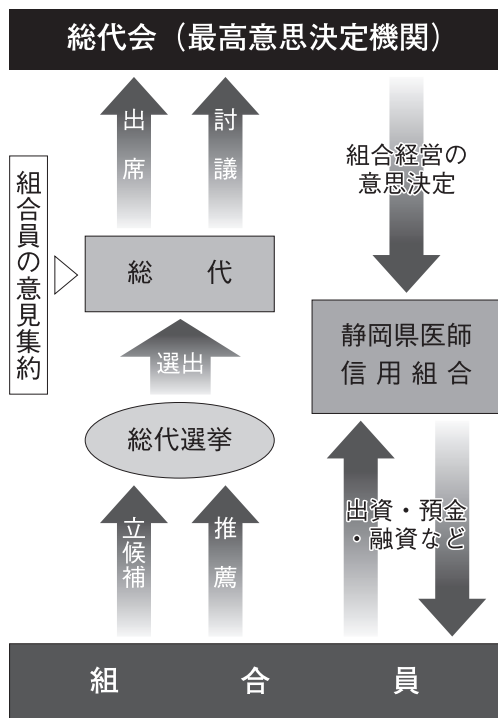
信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組合組織金融機関です。また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。

しかし、当組合は、組合員2,705名（令和5年3月末）と多く、総会の開催が困難なため、中小企業等協同組合法及び定款の定めるところにより「総代会」を設置しています。

総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代により運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しています。また、総代会は、当組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要事項に関する審議、決議が行なわれます。

総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合経営に反映させる重要な役割を担っています。

当組合では、総代会に限定することなく、理事会、委員会等での意見の吸い上げや日常の営業活動を通じて、総代や組合員の皆さまとのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでいます。



## 2. 総代の選出方法、任期、定数

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、組合員の幅広い層の中から、定款および総代選挙規約に基づき、公正な手続きを経て選出されます。

### (1) 総代の選出方法

総代は組合員であることが前提条件であり、総代選挙規約等に則り、各地区（選挙区）毎に自ら立候補した方もしくは地区（選挙区）内の組合員から推薦された方の中から、その地区（選挙区）に属する組合員により、公平に選挙を行い選出されます。

なお、総代候補者（立候補者、（推薦を含む））の数が当該地区における総代定数を超えない場合は、その候補者（立候補者（推薦を含む））を当選者として投票は行っておりません。

### (2) 総代の任期・定数

総代の任期は2年となっております。なお、当組合は地区（選挙区）を24の区に分け、総代の選出を行っています。

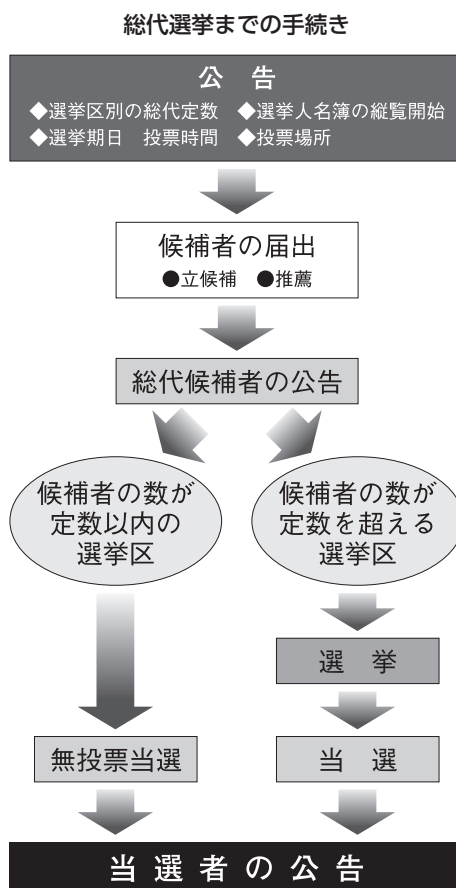
総代の定数は「115人以上135人以内」と定款で定めており、現在の総代数は133人です。地区別の定数は、地区の組合員数と総組合員数の按分比により算出しております。

## 3. 総代の選挙区・定数・総代数

（単位：人）

| 選挙区   | 総代定数 | 総代数 | 選挙区   | 総代定数 | 総代数 |
|-------|------|-----|-------|------|-----|
| 賀茂    | 2    | 2   | 焼津市   | 4    | 4   |
| 田方    | 3    | 3   | 志太    | 6    | 6   |
| 伊東市   | 2    | 2   | 島田市   | 3    | 3   |
| 熱海市   | 1    | 1   | 榛原    | 4    | 4   |
| 御殿場市  | 3    | 3   | 小笠    | 7    | 6   |
| 三島市   | 5    | 5   | 磐周    | 6    | 6   |
| 沼津    | 12   | 12  | 磐田市   | 6    | 6   |
| 富士市   | 8    | 8   | 浜松市   | 24   | 24  |
| 富士宮市  | 4    | 4   | 浜名    | 2    | 2   |
| 庵原郡   | 1    | 1   | 浜松市浜北 | 4    | 4   |
| 静岡市清水 | 8    | 8   | 引佐郡   | 1    | 1   |
| 静岡市静岡 | 17   | 17  | 職員    | 2    | 1   |

（令和5年7月1日現在）



| 選挙区   | 定数    | 総代氏名          |        |        |        |
|-------|-------|---------------|--------|--------|--------|
| 賀茂    | 2     | ◆池田正見         | ③太田清利  |        |        |
| 田方    | 3     | ③紀平章代         | ④杉本忠彦  | ①村田大一郎 |        |
| 伊東市   | 2     | ②岡田典之         | ⑤山本佳洋  |        |        |
| 熱海市   | 1     | ④服部真紀         |        |        |        |
| 御殿場市  | 3     | ◆岩田祥吾         | ◆齋藤昌一  | ◆渡邊幸雄  |        |
| 三島市   | 5     | ③池田裕介         | ②石井俊一  | ⑤関俊夫   | ⑤辻林隆   |
|       |       | ③吉富雄治         |        |        |        |
| 沼津    | 12    | ③大澤香          | ③加藤公孝  | ◆木村裕子  | ◆小林俊雄  |
|       |       | ⑤白石アンナ        | ②関訓芳   | ②高桑博   | ◆西方俊   |
|       |       | ④萩野教幸         | ③北條正久  | ◆守重幸雄  | ④山本一貴  |
| 富士市   | 8     | ③井手潔          | ②海野公成  | ③佐野勝英  | ⑤清水慶一  |
|       |       | ◆高木壯彦         | ③宮崎裕   | ③望月衛   | ④渡邊正規  |
| 富士宮市  | 4     | ③窪田裕輔         | ④谷口和夫  | ②永松清明  | ③瀧本晃司  |
| 庵原    | 1     | ◆日野昌徳         |        |        |        |
| 静岡市清水 | 8     | ①高良俊武         | ①竹内康史  | ④谷内麻子  | ①宮地武彦  |
|       |       | ◆村上仁          | ◆室井正彦  | ⑤望月篤   | ①吉永治彦  |
| 静岡市静岡 | 17    | ②荒木圭介         | ④伊藤靖郎  | ①岩田真喜子 | ②岩橋昌雄  |
|       |       | ⑤河原秀俊         | ①小長井英生 | ②権永鉄   | ②坂ノ上政綱 |
|       |       | ③佐々木玲聡        | ◆佐藤栄作  | ①杉山直幹  | ◆鈴木研一郎 |
|       |       | ◆袴田光治         | ◆福地康紀  | ◆三神美久  | ②水谷暢秀  |
|       |       | ②依藤崇志         |        |        |        |
| 焼津市   | 4     | ◆強口芳明         | ②谷口正和  | ④堀尾恵三  | ①前田津紀夫 |
| 志太    | 6     | ④石川広巳         | ②小林正明  | ②櫻井敦   | ①嶋津正宏  |
|       |       | ①宮原健夫         | ①森泰雄   |        |        |
| 島田市   | 3     | ③木村貴彦         | ④藤本嘉彦  | ◆松永和彦  |        |
| 榛原    | 4     | ⑤石井英正         | ④座光寺哲  | ②杉本俊彦  | ◆高木平   |
| 小笠    | 6     | ②足立昌彦         | ◆加藤進   | ③北島直登  | ①伊達靖   |
|       |       | ③田宮貞人         | ◆中島洋   |        |        |
| 磐周    | 6     | ①家田貴子         | ◆石坂恭一  | ②上野山庄一 | ③鈴木勝之  |
|       |       | ◆藤井一彦         | ◆吉田達也  |        |        |
| 磐田市   | 6     | ③伊藤基          | ⑤梅原潤一  | ①川口宗一  | ②杉本千佳子 |
|       |       | ①鈴木誠司         | ◆福永研   |        |        |
| 浜松市   | 24    | ①浅井陽介         | ③浅野道雄  | ①畦倉久紀  | ④磯部智明  |
|       |       | ①大場悟          | ②岡崎貴宏  | ④小野宏志  | ④加藤隆   |
|       |       | ②菊池範行         | ④幸田隆彦  | ②高平健一郎 | ◆滝浪實   |
|       |       | ③田中正純         | ②鶴信雄   | ③長坂士郎  | ③中村秀範  |
|       |       | ④蜂谷仁          | ◆林卓司   | ①藤森俊也  | ④丸山哲史  |
| ④山岡功一 | ◆山口智之 | ◆山中克二         | ①湯口琢磨  |        |        |
| 浜名    | 2     | ◆伊藤健          | ⑤長尾文之助 |        |        |
| 浜松市浜北 | 4     | ◆岸本肇          | ①坂尾幸俊  | ①杉本昌宏  | ⑤高倉英博  |
| 引佐郡   | 1     | ②山田克己         |        |        |        |
| 職員区   | 1     | ④内藤稔          |        |        |        |
| 総代合計  | 133   | (敬称略、地区別五十音順) |        |        |        |

\*氏名の前に平成24年度以降の総代の就任回数を記載しております。就任回数が5回を超えている場合は◆で示しております。氏名開示の同意を得られていない総代に関しては、「\*\*\*」と表示しております。総代の一覧表については、当組合本店に備え置きしております。閲覧のご要望がございましたら、総務担当までご連絡ください。

## 第55回通常総代会のもよう

総代会は組合の最高意思決定機関で、通常総代会は毎年6月に開催されます。

### 第55回通常総代会

日時 令和5年6月28日(水) 17時30分

場所 ホテルグランヒルズ静岡

4階 クリスタルルーム

出席者 総代定数 133名

出席者総数 127名(うち議決権行使書による参加71名)

1. 開会の辞 (徳永専務理事)
2. 理事長の挨拶 (篠原理事長)
3. 議長選出 (山本議長)
4. 議事

#### 〈報告事項〉

第55期 (令和4年4月1日から  
令和5年3月31日) 事業報告



#### 〈議案〉

第1号議案 第55期貸借対照表、損益計算書承認の件  
監査報告

第2号議案 役員賞与支給承認の件

第3号議案 第55期剰余金処分案承認の件

第4号議案 令和5年度事業計画書承認の件

第5号議案 借入金最高限度額決定の件

第6号議案 役員選挙の件

第7号議案 退職役員に対する退職慰労金贈呈の件

以上、原案通り承認・可決されました。

5. 閉会の辞 (徳永専務理事)



## 地域貢献活動について

当組合の地域貢献活動についてご報告申し上げます。

### 1. 当組合の基本理念

協同組織の金融機関として、相互扶助の精神に基づき金融面を通して組合員の医業経営に関する事業の発展に役立つと共に、地域住民の医療および健康管理に貢献することを理念としております。

融資、文化・社会貢献活動面から皆様のお役に立つよう努めてまいります。

### 2. 医業経営支援

①取組方針：お客様の経営課題などには経営実態を把握するなかで、ご相談に誠実に対応してまいります。

②態勢整備：お客様に税理士や弁護士などの専門家から最善のアドバイスを提供できるよう担当者を配置しています。

③取組状況：「中小企業金融円滑化法」は平成25年3月末で終了しましたが、貸付条件の変更や円滑な資金供給などお客様からのご要望に引き続き取り組んでおります。

特に、令和2年からは、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた組合員支援に積極的に取り組んでいます。

### 3. 融資を通じた貢献

組合員のための組合であることを第一に融資を推進してまいります。

① お申し出にはすぐに結論を出し、迅速な手続きに努めます

② 融資利率はできるだけ安くし、組合員への収益還元を考えます

③ 健全経営に努め、組合員皆様の一層の信頼が得られるよう努めます

### 4. 組合融資の現状と融資制度の内容

#### (1) 資金使途別融資金推移

(先 百万円 %)

| 資金使途 | 令和4年3月末 |       | 令和5年3月末 |       |
|------|---------|-------|---------|-------|
|      | 融資金額    | 構成比   | 融資金額    | 構成比   |
| 設備資金 | 16,202  | 83.8  | 16,242  | 82.9  |
| 運転資金 | 3,115   | 16.2  | 3,345   | 17.1  |
| 合計   | 19,317  | 100.0 | 19,587  | 100.0 |

#### (2) 消費者ローン・住宅ローン融資金推移

(百万円 %)

|        | 令和4年3月末 |       | 令和5年3月末 |       |
|--------|---------|-------|---------|-------|
|        | 融資金額    | 構成比   | 融資金額    | 構成比   |
| 消費者ローン | 679     | 11.5  | 806     | 14.2  |
| 住宅ローン  | 5,214   | 88.5  | 4,873   | 85.8  |
| 合計     | 5,893   | 100.0 | 5,679   | 100.0 |

#### (3) 資金使途に応じた各種ローン制度を用意しております。

それぞれ利用しやすい内容としておりますので是非ご利用ください。

### 5. その他の取り組み

令和4年4月から県民の健康保持・増進を目的に静岡県医師会が静岡放送(株)に委託・提供しているSBSラジオ「サンデークリニック」の制作協力を行っています。

## [資料編]

## 目次

### 決算の状況

貸借対照表 ..... 11~14

損益計算書 ..... 14

報酬体系について ..... 15

### 財務内容のご説明

協金法及び金融再生法に基づく債権に対する保全額 ..... 15

資金運用勘定・調達勘定の平均残高、その他 ..... 16

粗利益・業務純益、その他 ..... 16

経費の内訳、役務取引の状況、その他 ..... 16~17

総資産利益率、総資金利鞘、その他 ..... 17

リスク管理態勢（自己資本比率規制 第3の柱による開示）  
..... 17~24

### 資金調達

預金種目別残高、預金者別残高、その他 ..... 25

### 資金運用

貸出金種類別残高、貸出金使途別残高、その他 ..... 25

貸出金業種別残高、担保種類別貸出金残高、その他 ..... 25~26

有価証券種類別残高、有価証券等の取得価格、その他 ..... 26~27

### その他業務

代理貸付残高の内訳、内国為替取扱実績、その他 ..... 27

※ 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

# 決算の状況

## 貸借対照表

(単位：千円)

| 資 産        | 令和3年度      | 令和4年度      |
|------------|------------|------------|
| 現金         | 8,653      | 13,922     |
| 預 け 金      | 15,472,898 | 14,949,224 |
| 有 価 証 券    | 44,022,973 | 43,872,670 |
| 国 債        | 8,021,658  | 7,934,800  |
| 地 方 債      | 1,223,410  | 1,536,670  |
| 社 債        | 29,160,942 | 28,728,507 |
| 株 式        | 200        | 200        |
| その他の証券     | 5,616,762  | 5,672,492  |
| 貸 出 金      | 19,317,577 | 19,587,860 |
| 手形貸付       | 280,000    | 275,900    |
| 証書貸付       | 19,037,577 | 19,311,960 |
| その他の資産     | 125,407    | 127,872    |
| 全信組連出資金    | 38,000     | 38,000     |
| 未収収益       | 80,674     | 88,958     |
| 仮払金        | 3,438      | 421        |
| その他の資産     | 3,293      | 492        |
| 有形固定資産     | 28,023     | 24,178     |
| 建 物        | 10,068     | 9,504      |
| その他の有形固定資産 | 17,954     | 14,673     |
| 無形固定資産     | 91,579     | 92,849     |
| ソフトウェア     | 262        | 6,847      |
| その他の無形固定資産 | 91,317     | 86,001     |
| 繰延資産       |            | 26,746     |
| 債務保証見返     | 232,185    | 213,033    |
| 貸倒引当金      | △ 59,740   | △ 59,508   |
|            |            |            |
|            |            |            |
|            |            |            |
|            |            |            |
|            |            |            |
|            |            |            |
|            |            |            |
|            |            |            |
| 資産の部合計     | 79,239,555 | 78,848,848 |

| 負債及び純資産      | 令和3年度      | 令和4年度      |
|--------------|------------|------------|
| 預 金 積 金      | 64,541,534 | 65,920,874 |
| 普通預金         | 21,769,953 | 22,994,257 |
| 定期預金         | 41,585,564 | 41,724,877 |
| 定期積金         | 1,182,810  | 1,200,560  |
| その他の預金       | 3,205      | 1,179      |
| 借 用 金        | 5,800,000  | 5,100,000  |
| 当座借越         | 5,800,000  | 5,100,000  |
| その他の負債       | 139,948    | 135,942    |
| 未払費用         | 26,388     | 27,130     |
| 給付補填備金       | 3,687      | 3,729      |
| 未払法人税等       | 74,463     | 68,744     |
| 前受収益         | 11,852     | 11,787     |
| 職員預り金        | 20,452     | 20,966     |
| その他の負債       | 3,103      | 3,585      |
| 賞与引当金        | 6,522      | 6,514      |
| 役員賞与引当金      | 3,600      | 3,600      |
| 退職給付引当金      | 20,571     | 21,820     |
| 役員退職慰労引当金    | 23,636     | 27,666     |
| 繰延税金負債       | 60,423     |            |
| 債務保証         | 232,185    | 213,033    |
| 負債の部合計       | 70,828,420 | 71,429,452 |
| 出 資 金        | 28,290     | 28,250     |
| 普通出資金        | 28,290     | 28,250     |
| 利益剰余金        | 8,154,311  | 8,309,872  |
| 利益準備金        | 31,680     | 31,680     |
| その他利益剰余金     | 8,122,631  | 8,278,192  |
| 特別積立金        | 7,948,050  | 8,048,050  |
| 当期末処分剰余金     | 174,581    | 230,142    |
| (当期純利益)      | (167,274)  | (157,230)  |
| 組合員勘定計       | 8,182,601  | 8,338,122  |
| その他有価証券評価差額損 | 228,533    | △ 918,726  |
| 評価・換算差額等合計   | 228,533    | △ 918,726  |
| 純資産の部合計      | 8,411,135  | 7,419,396  |
| 負債及び純資産の部合計  | 79,239,555 | 78,848,848 |

(注)

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。  
なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法または償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。  

|          |       |
|----------|-------|
| 建物（附属設備） | 18年   |
| その他      | 4～20年 |
- 無形固定資産の減価償却は定額法により償却しております。  
なお、自組合利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等

- 金融機関の資産の自己査定ならびに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（令和4年4月14日）に規定する正常先債権および要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てております。  
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。
- 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
  - 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
  - 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

なお、当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合設立型企業年金基金）を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。

|                                  |            |
|----------------------------------|------------|
| (1) 制度全体の積立状況に関する事項（令和4年3月31日現在） |            |
| 年金資産の額                           | 225,436百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額と                  |            |
| 最低責任準備金の額との合計額                   | 221,592百万円 |
| 差引額                              | 3,843百万円   |

(2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合  
（自令和3年4月1日 至令和4年3月31日） 0.083%

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高12,394百万円及び別途積立金16,238百万円によるものです。本制度における過去勤務債務の償却方法および残年数は元利均等償却、10年であります。

9. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

10. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 168百万円

11. 有形固定資産の減価償却累計額 30百万円

12. 債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、3ヶ月以上延滞債権、貸出条件緩和債権については該当ありません。

13. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。

|             |      |          |
|-------------|------|----------|
| 担保提供している資産  | 預け金  | 1,400百万円 |
|             | 有価証券 | 6,400百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | 借入金  | 5,100百万円 |

上記のほか、為替決済保証金として、全国信用協同組合連合会へ定期預け金800百万円を担保提供しております。

14. 出資1口当りの純資産額は、2,625,742円12銭です。

15. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方式

当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（以下「ALM」という）をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として組合員に対する貸出金、有価証券及び金融機関への預け金です。

また、有価証券は、その殆どが債券であり、国債、地方債、公共債や高格付の事業債等で構成されています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されているため、運用資産のなかで十分な流動性を確保しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、融資に関する規程他、融資関連規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、与信監査担当が行い、また、定期的に理事会へ報告を行っております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、リスク管理担当が信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

具体的にはALM委員会において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、定期的に理事会及び代表理事に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当組合は、為替の変動リスクに関しては、リスク量が極めて少ないため、通貨スワップ等を利用したリスク管理は行っておりません。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、理事会の方針に基づき、有価証券等の運用に関する基準に従い行われております。

このうち、市場部門では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報はリスク管理担当を通じ、理事会へ定期的に報告されております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、投資信託、「貸出金」および「預金積金」「借入金」であります。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、『協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成19年金融庁告示第17号）』において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価（経済価値）の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、当事業年度において、上方パラレルシフト（指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）が生じた場合の時価（経済価値）は、2,821百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち貸出金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

16. 金融商品の時価等に関する事項

令和5年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

|                | 貸借対照表計上額      | 時 価           | 差 額         |
|----------------|---------------|---------------|-------------|
| (1) 預け金 (* 1)  | 14,949        | 14,974        | 25          |
| (2) 有価証券       | 43,872        | 43,874        | 1           |
| 満期保有目的の債券      | 300           | 301           | 1           |
| その他有価証券        | 43,572        | 43,572        | -           |
| (3) 貸出金 (* 1)  | 19,587        | 19,588        | 1           |
| 貸倒引当金 (* 2)    | △ 59          | △ 59          | -           |
|                | 19,528        | 19,529        | 1           |
| <b>金融資産計</b>   | <b>78,350</b> | <b>78,377</b> | <b>27</b>   |
| (1) 預金積金 (* 1) | 65,920        | 65,905        | △ 15        |
| (2) 借入金 (* 1)  | 5,100         | 5,082         | △ 18        |
| <b>金融負債計</b>   | <b>71,020</b> | <b>70,987</b> | <b>△ 33</b> |

(\* 1) 預け金、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(\* 2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金、及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注 1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

債券は取引所の価格又は取引証券会社から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

(3) 貸出金

貸出金は、下記①②の額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

① 貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額

② 破綻先、実質破綻先、破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込み額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿簿価)を時価とみなしております。

定期預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利で割り引いた価格を時価としてみなしております。

(2) 借入金

借入金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価としております。

(注 2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

| 区 分     | 貸借対照表計上額 |
|---------|----------|
| 全信組連出資金 | 38       |
| 非上場株式   | 0        |
| 合 計     | 38       |

17. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

これらには「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下20まで同様であります

(1) 売買目的有価証券

売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】(単位：百万円)

|     | 貸借対照表計上額 | 時 価 | 差 額 |
|-----|----------|-----|-----|
| 地方債 | 200      | 201 | 1   |
| 社 債 | 100      | 100 | 0   |
| 小 計 | 300      | 301 | 1   |
| 合 計 | 300      | 301 | 1   |

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】

該当ありません

(注) 1. 時価は当事業年度末における市場価格等に基づいております。

(3) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】(単位：百万円)

|     | 貸借対照表計上額 | 取得原価   | 差 額 |
|-----|----------|--------|-----|
| 株 式 | -        | -      | -   |
| 債 券 | 14,600   | 14,175 | 425 |
| 国 債 | 2,525    | 2,393  | 132 |
| 地方債 | 739      | 716    | 22  |
| 社 債 | 11,335   | 11,065 | 269 |
| その他 | 203      | 200    | 3   |
| 小 計 | 14,804   | 14,375 | 429 |

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】(単位：百万円)

|       | 貸借対照表計上額 | 取得原価   | 差 額     |
|-------|----------|--------|---------|
| 株 式   | 0        | 0      | -       |
| 債 券   | 23,299   | 24,325 | △ 1,026 |
| 国 債   | 5,409    | 5,740  | △ 331   |
| 地方債   | 597      | 615    | △ 17    |
| 社 債   | 17,293   | 17,969 | △ 676   |
| そ の 他 | 5,468    | 5,790  | △ 321   |
| 小 計   | 28,768   | 30,115 | △ 1,347 |
| 合 計   | 43,572   | 44,491 | △ 918   |

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

18. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

19. 当期中に売却したその他有価証券 (単位：百万円)

|       | 売却額 | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |
|-------|-----|---------|---------|
| 株 式   | -   | -       | -       |
| 債 券   | -   | -       | -       |
| 国 債   | -   | -       | -       |
| 地方債   | -   | -       | -       |
| 社 債   | -   | -       | -       |
| そ の 他 | 100 | -       | △ 21    |
| 合 計   | 100 | -       | △ 21    |

20. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

(金額単位：百万円)

|     | 1年以内  | 1年超5年以内 | 5年超10年以内 | 10年超   |
|-----|-------|---------|----------|--------|
| 債券  | 3,011 | 5,919   | 9,469    | 19,800 |
| 国債  | —     | 1,090   | 1,435    | 5,409  |
| 地方債 | 200   | —       | 833      | 502    |
| 社債  | 2,810 | 4,828   | 7,200    | 13,888 |
| その他 | 99    | 1,804   | 2,986    | 781    |
| 計   | 3,110 | 7,723   | 12,455   | 20,582 |

21. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

|           |       |
|-----------|-------|
| 退職給付引当金   | 5百万円  |
| 役員退職慰労引当金 | 7百万円  |
| 未払事業税     | 3百万円  |
| その他       | 9百万円  |
| 繰延税金資産合計  | 26百万円 |

繰延税金負債

|              |      |
|--------------|------|
| その他有価証券評価差額金 | —百万円 |
| 繰延税金負債合計     | —百万円 |
| 繰延税金負債の純額    | —百万円 |

22. 重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものはありません。

● 損益計算書

(単位：千円)

| 科 目         | 令和3年度          | 令和4年度          |
|-------------|----------------|----------------|
| <b>経常収益</b> | <b>531,059</b> | <b>544,630</b> |
| 資金運用収益      | 508,589        | 531,994        |
| 貸出金利息       | 144,093        | 145,064        |
| 預け金利息       | 13,667         | 21,432         |
| 有価証券利息配当金   | 348,601        | 363,621        |
| その他の受入利息    | 2,226          | 1,875          |
| 役務取引等収益     | 8,109          | 8,425          |
| 受入為替手数料     | 649            | 1,342          |
| その他の役務収益    | 7,460          | 7,083          |
| その他業務収益     | 10,904         | 3,978          |
| 国債等債券売却益    | 9,137          | —              |
| 国債等債券償還益    | 324            | 1,596          |
| その他の業務収益    | 1,443          | 2,382          |
| その他経常収益     | 3,455          | 232            |
| 貸倒引当金戻入益    | 3,455          | 232            |
| <b>経常費用</b> | <b>300,191</b> | <b>327,583</b> |
| 資金調達費用      | 45,642         | 46,862         |
| 預金利息        | 43,424         | 44,227         |
| 給付補填備金繰入額   | 2,119          | 2,535          |
| 借入金利息       | —              | —              |
| その他の支払利息    | 97             | 99             |
| 役務取引等費用     | 10,735         | 10,198         |
| 支払為替手数料     | 1,271          | 633            |
| その他の役務費用    | 9,464          | 9,564          |
| その他業務費用     | 3,439          | 26,375         |
| 国債等売却損      | 2,125          | 21,780         |
| 国債等債券償還損    | 841            | 4,585          |
| 貸倒引当金繰入     | —              | —              |
| 雑損          | 471            | 10             |

| 科 目               | 令和3年度          | 令和4年度          |
|-------------------|----------------|----------------|
| 経費                | 240,373        | 244,147        |
| 人件費               | 145,396        | 152,512        |
| 物件費               | 94,474         | 91,205         |
| 税金                | 503            | 429            |
| その他経常費用           | —              | —              |
| その他の経常費用          | —              | —              |
| <b>経常利益</b>       | <b>230,868</b> | <b>217,046</b> |
| 特別利益              | —              | —              |
| 固定資産処分益           | —              | —              |
| 特別損失              | —              | —              |
| 固定資産処分損           | —              | —              |
| <b>税引前当期純利益</b>   | <b>230,868</b> | <b>217,046</b> |
| 法人税、住民税及び事業税      | 66,917         | 61,169         |
| 法人税等調整額           | △ 3,323        | △ 1,352        |
| <b>法人税等合計</b>     | <b>63,593</b>  | <b>59,816</b>  |
| <b>当期純利益</b>      | <b>167,274</b> | <b>157,230</b> |
| <b>繰越金(当期首残高)</b> | <b>7,307</b>   | <b>72,912</b>  |
| <b>当期末処分剰余金</b>   | <b>174,581</b> | <b>230,142</b> |

(注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 出資1口当りの当期純利益は、54,841円32銭です。

● 剰余金処分計算書

(単位：千円)

| 科 目               | 令和3年度          | 令和4年度          |
|-------------------|----------------|----------------|
| <b>当期末処分剰余金</b>   | <b>174,581</b> | <b>230,142</b> |
| 繰越金(当期首残高)        | 7,307          | 72,912         |
| 当期純利益             | 167,274        | 157,230        |
| <b>剰余金処分量</b>     | <b>101,668</b> | <b>201,674</b> |
| 利益準備金             | —              | —              |
| 出資に対する配当金         | 1,668          | 1,674          |
| (年6%の割)           | (年6%の割)        | (年6%の割)        |
| 事業の利用分量に対する配当金    | —              | —              |
| 特別積立金             | 100,000        | 200,000        |
| <b>繰越金(当期末残高)</b> | <b>72,912</b>  | <b>28,467</b>  |

(注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

確認書

私は、当組合の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第55期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和5年5月24日

静岡県医師信用組合  
理事長 篠原 彰



## 報酬体系について

### 1. 対象役員

当組合では、理事全員及び監事全員（非常勤を含む）の報酬体系を開示しております。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

#### (1) 報酬体系の概要

##### 【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

##### 【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当組合では、退職慰労金の支払いに関して支給対象者、支給額の算定方法を規程で定めております。

#### (2) 令和4年度における対象役員に対する報酬等の支払総額（非常勤役員を含む）

| 区 分         | 支 払 総 額 |
|-------------|---------|
| 対象役員に対する報酬等 | 43百万円   |

注1. 対象役員に該当する理事は15名、監事は4名です。

注2. 上記の内訳は、「基本報酬」35百万円、「賞与」3百万円、「退職慰労金」4百万円となっております。

なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。

「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

### 2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の職員で対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受けるとする者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和4年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

注1. 対象職員等には、期中に退職した者も含めております。

注2. 「同等額」は、令和4年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

注3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職金規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系のような自社の利益を上げることや株価を上げることに関与する報酬とならないため、職員が過度のリスクテイクを引き起こす報酬体系ではありません。

## 財務内容のご説明

### 協金法及び金融再生法に基づく債権に対する保全額

(単位：千円、%)

| 区 分               |       | 債 権 額<br>(A) | 担保・保証等<br>(B) | 貸倒引当金<br>(C) | 保 全 額<br>(D)=(B)+(C) | 保 全 率<br>(D)/(A) | 貸倒引当引当率<br>(C)/(A-B) |
|-------------------|-------|--------------|---------------|--------------|----------------------|------------------|----------------------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | 令和3年度 | —            | —             | —            | —                    | —                | —                    |
|                   | 令和4年度 | —            | —             | —            | —                    | —                | —                    |
| 危 険 債 権           | 令和3年度 | —            | —             | —            | —                    | —                | —                    |
|                   | 令和4年度 | —            | —             | —            | —                    | —                | —                    |
| 要 管 理 債 権         | 令和3年度 | —            | —             | —            | —                    | —                | —                    |
|                   | 令和4年度 | —            | —             | —            | —                    | —                | —                    |
| 三月以上延滞債権          | 令和3年度 | —            | —             | —            | —                    | —                | —                    |
|                   | 令和4年度 | —            | —             | —            | —                    | —                | —                    |
| 貸出条件緩和債権          | 令和3年度 | —            | —             | —            | —                    | —                | —                    |
|                   | 令和4年度 | —            | —             | —            | —                    | —                | —                    |
| 小 計               | 令和3年度 | —            | —             | —            | —                    | —                | —                    |
|                   | 令和4年度 | —            | —             | —            | —                    | —                | —                    |
| 正 常 債 権           | 令和3年度 | 19,549,762   | —             | —            | —                    | —                | —                    |
|                   | 令和4年度 | 19,800,893   | —             | —            | —                    | —                | —                    |
| 合 計               | 令和3年度 | 19,549,762   | —             | —            | —                    | —                | —                    |
|                   | 令和4年度 | 19,800,893   | —             | —            | —                    | —                | —                    |

(注)

協金法・再生法等に基づく開示債権は、貸借対照表の貸出金及びその他資産中の未払利息及び仮払金並びに債務保証見返りについて、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のように区分します。

- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態に至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
- 「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
- 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金（1及び2に掲げるものを除く）です。
- 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（1、2及び4に掲げるものを除く）です。
- 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権（1、2及び3に掲げるものを除く）です。
- 「担保・保証等（B）」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込み額の合計額です。
- 「貸倒引当金（C）」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。

● 資金運用勘定・調達勘定の平均残高等 (単位：千円、%)

| 項目     | 年度    | 平均残高       | 利息      | 利回   |
|--------|-------|------------|---------|------|
| 資金運用勘定 | 令和3年度 | 78,031,982 | 508,589 | 0.65 |
|        | 令和4年度 | 79,282,306 | 531,994 | 0.67 |
| 貸出金    | 令和3年度 | 19,578,118 | 144,093 | 0.73 |
|        | 令和4年度 | 19,359,806 | 145,064 | 0.74 |
| 預け金    | 令和3年度 | 16,505,120 | 13,667  | 0.08 |
|        | 令和4年度 | 15,236,152 | 21,432  | 0.14 |
| 買入金銭債権 | 令和3年度 | -          | -       | -    |
|        | 令和4年度 | -          | -       | -    |
| 有価証券   | 令和3年度 | 41,910,744 | 348,601 | 0.83 |
|        | 令和4年度 | 44,648,348 | 363,621 | 0.81 |
| 出資金    | 令和3年度 | 38,000     | 1,523   | 4.00 |
|        | 令和4年度 | 38,000     | 1,523   | 4.00 |
| 資金調達勘定 | 令和3年度 | 70,035,855 | 45,642  | 0.06 |
|        | 令和4年度 | 71,120,524 | 46,862  | 0.07 |
| 預金積金   | 令和3年度 | 64,216,283 | 45,544  | 0.07 |
|        | 令和4年度 | 65,559,526 | 46,762  | 0.07 |
| 借入金    | 令和3年度 | 5,800,000  | -       | -    |
|        | 令和4年度 | 5,541,095  | -       | -    |
| 職員預り金  | 令和3年度 | 19,572     | 97      | 0.50 |
|        | 令和4年度 | 19,902     | 99      | 0.50 |

● 1店舗当たりの預金および貸出金残高 (単位：千円)

| 区分           | 令和3年度末     | 令和4年度末     |
|--------------|------------|------------|
| 1店舗当たりの預金残高  | 64,541,534 | 65,920,874 |
| 1店舗当たりの貸出金残高 | 19,317,577 | 19,587,860 |

● 職員1人当たりの預金および貸出金残高 (単位：千円)

| 区分            | 令和3年度     | 令和4年度     |
|---------------|-----------|-----------|
| 職員1人当たりの預金残高  | 5,867,412 | 5,070,836 |
| 職員1人当たりの貸出金残高 | 1,756,143 | 1,506,758 |

● 粗利益・業務純益 (単位：千円、%)

| 科目                  | 令和3年度   | 令和4年度    |
|---------------------|---------|----------|
| 資金運用収益              | 508,589 | 531,994  |
| 資金調達費用              | 45,642  | 46,862   |
| 資金運用収支              | 462,947 | 485,131  |
| 役務取引等収益             | 8,109   | 8,425    |
| 役務取引等費用             | 10,735  | 10,198   |
| 役務取引等収支             | △ 2,626 | △ 1,772  |
| その他業務収益             | 10,904  | 3,978    |
| その他業務費用             | 3,439   | 26,375   |
| その他の業務収支            | 7,465   | △ 22,397 |
| 業務粗利益               | 467,785 | 460,961  |
| 業務粗利益率              | 0.60    | 0.58     |
| 一般貸倒引当金繰入           | -       | -        |
| 個別貸倒引当金繰入額          | -       | -        |
| 経費                  | 228,337 | 236,516  |
| 業務純益                | 239,448 | 224,445  |
| 実質業務純益              | 239,448 | 224,445  |
| コア業務純益              | 232,954 | 249,214  |
| コア業務純益(投資信託解約損益を除く) | 232,954 | 249,214  |

業務純益：業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託見合費用)  
金融機関の基本的な業務の収支成果を示す指標。

実質業務純益：業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額

コア業務純益：実質業務純益 - 国債等債権損益

● その他業務収益の内訳 (単位：千円)

| 項目        | 令和3年度  | 令和4年度 |
|-----------|--------|-------|
| 国債等債券売却益  | 9,137  | -     |
| 国債等債券償還益  | 324    | 1,596 |
| その他の業務収益  | 1,443  | 2,382 |
| その他業務収益合計 | 10,904 | 3,978 |

(注) 当組合は、外国為替、商品有価証券の取り扱いはありません。

● その他業務費用の内訳 (単位：千円)

| 項目        | 令和3年度 | 令和4年度  |
|-----------|-------|--------|
| 国債等債券売却損  | 2,125 | 21,780 |
| 国債等債券償還損  | 841   | 4,585  |
| 国債等債券償却   | -     | -      |
| 貸倒引当金繰入   | -     | -      |
| 雑損        | 471   | 10     |
| その他業務費用合計 | 3,439 | 26,375 |

(注) 当組合は、外国為替、商品有価証券の取り扱いはありません。

● 経費の内訳 (単位：千円)

| 項目       | 令和3年度   | 令和4年度   |
|----------|---------|---------|
| 人件費      | 145,396 | 152,512 |
| 報酬給与手当   | 114,113 | 124,401 |
| 賞与引当金繰入額 | 3,819   | 3,591   |
| 退職給付費用   | 13,415  | 9,067   |
| 社会保険料等   | 14,047  | 15,451  |
| 物件費      | 94,474  | 91,205  |
| 事務費      | 30,867  | 37,725  |
| 固定資産費    | 20,694  | 20,502  |
| 事業費      | 16,138  | 17,158  |
| 人事厚生費    | 1,322   | 1,045   |
| 預金保険料    | 18,371  | 9,160   |
| 固定資産償却   | 7,080   | 5,613   |
| 税金       | 503     | 429     |
| 経費合計     | 240,373 | 244,147 |

● 役務取引の状況 (単位：千円)

| 科目       | 令和3年度  | 令和4年度  |
|----------|--------|--------|
| 役務取引等収益  | 8,109  | 8,425  |
| 受入為替手数料  | 649    | 1,342  |
| その他の役務収益 | 7,460  | 7,083  |
| 役務取引等費用  | 10,735 | 10,198 |
| 支払為替手数料  | 1,271  | 633    |
| その他の役務費用 | 9,464  | 9,564  |

● 総資産利益率 (単位：%)

| 区分        | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-----------|-------|-------|
| 総資産経常利益率  | 0.29  | 0.27  |
| 総資産当期純利益率 | 0.21  | 0.20  |

(注) 総資産経常(当期純)利益率 =  $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

● **総資金利鞘等** (単位：%)

| 区 分        | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------------|-------|-------|
| 資金運用利回り(a) | 0.65  | 0.67  |
| 資金調達原価率(b) | 0.40  | 0.40  |
| 総資金利鞘(a-b) | 0.24  | 0.26  |

(注)

$$\text{資金運用利回り(a)} = \frac{\text{資金運用収益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$$

$$\text{資金調達原価率(b)} = \frac{\text{資金調達費用} - \text{金銭の信託見合費用} + \text{経費}}{\text{資金調達勘定平均残高}} \times 100$$

$$\text{総資金利鞘(a-b)} = \text{資金運用利回り} - \text{資金調達原価率}$$

● **受取利息および支払利息の増減** (単位：千円)

| 項 目     | 令和3年度    | 令和4年度  |
|---------|----------|--------|
| 受取利息の増減 | △ 12,709 | 23,405 |
| 支払利息の増減 | 1,785    | 1,220  |

● **預貸率および預証率** (単位：%)

| 区 分   |      | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-------|------|-------|-------|
| 預 貸 率 | 期 末  | 29.93 | 29.71 |
|       | 期中平均 | 30.48 | 29.53 |
| 預 証 率 | 期 末  | 68.20 | 66.55 |
|       | 期中平均 | 65.26 | 68.10 |

● **リスク管理態勢（自己資本比率規制 第3の柱による開示）**

一定性的事項－

- ・自己資本調達手段の概要
- ・信用協同組合等の自己資本の充実度に関する評価方法の概要
- ・統合的リスク管理に関する事項
- ・信用リスクに関する事項
- ・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要
- ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要…該当事項なし
- ・証券化エクスポージャーに関する事項
- ・オペレーショナル・リスクに関する事項
- ・出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要
- ・金利リスクに関する事項

□ **自己資本調達手段の概要**

当組合の自己資本については、組合員の皆様からの普通出資金と内部留保（利益剰余金）から成っています。

□ **信用協同組合等の自己資本の充実度に関する評価方法の概要**

当組合は、これまで内部留保による資本積上げ等を行うことにより着実に自己資本を充実させてまいりました。

この結果自己資本比率も19.79%と国内基準の4%を大きく上回っており、経営の健全性・安全性は十分確保されているものと評価しております。

□ **統合的リスク管理に関する事項**

統合的リスク管理とは、リスクカテゴリー毎に評価したリスクを総体的に捉え、当組合の経営体力（自己資本）と比較・対照することにより、リスク管理を行うことをいいます。

ストレステストによる自己資本充実度の評価や、自己資本比率に反映しない各種リスク等を把握し、経営体力に見合ったリスクコントロールにより健全性の確保と安定収益の確保に努めています。

□ **信用リスクに関する項目**

1. リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化等により、当組合の資産の価値が減少ないし消失し、経済的損失を被るリスクのことをいいます。

当組合は、信用リスクを管理すべき最も重要なリスクとの認識のうえ、与信業務の基本理念や手続き等を示した「融資に関する規程」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しております。また、信用リスクの評価については標準的手法を採用しております。

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当計上基準に則り、次のとおり計上しております。正常先債権および要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算出された金額に、将来の予測を踏まえた必要な修正を行った金額を引当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、

債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

2. 標準的手法が適用される<sup>注1)</sup>ポートフォリオについて

① リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称  
リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の三つの機関を採用しています。

格付投資情報センター（R&I）、日本格付研究所（JCR）、ムーディーズ・ジャパン（MDY）

② <sup>注2)</sup>エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

注1) ポートフォリオとは投資の配分・構成を意味します。

注2) リスクに晒されている資産のこと、具体的には貸出金、預け金、有価証券などが該当。

□ **信用リスク削減手法に関するリスク管理の方法及び手続きの概要**

信用リスク削減手法とは、組合が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には預金担保、国債担保、保証が該当します。

当組合は融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、経営環境、経営者の資質などさまざまな角度から可否の判断をしており、担保又は保証が必要な場合はお客様への十分な説明とご理解をいただいたうえでご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。

担保に関する手続きについては「融資に関する規程」や「融資事務規程」により適切な取扱い並びに適正な評価・管理を行っております。

また、お客様が期限の利益を失われた場合、全ての融資取引の範囲において、預金相殺をする場合がありますが、各種契約書や「融資事務規程」に基づき適切な取扱いに努めております。

□ <sup>注1)</sup>派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方法及び手続きの概要

派生商品取引及び長期決済期間取引は該当ありません。

注1) 派生商品取引とは原資産取引から派生し、原資産の現物価格によってその価格が決定される商品のこと（先物、先渡し、スワップ、オプション等）。

□ **証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項**

1. リスク管理の方針及び手続きの概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する

不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化することを指します。

一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に分類されますが、当組合は全て投資家の立場で証券化商品を購入しており、また格付も投資適格のものに限定するなど、リスク管理に努めております。

2. 証券化エクスポージャーについて、<sup>(注1)</sup>信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当組合は標準的手法を採用しております。

3. 証券化取引に関する会計方針

オリジネーターとしての証券化取引は該当ありません。

4. 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の三機関を採用しています。なお、投資の種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

格付投資情報センター (R&I)、日本格付研究所 (JCR)、  
ムーディーズ・ジャパン (MDY)

注1) P 20 「自己資本比率とは」参照。

□ オペレーショナル・リスクに関する事項

1. リスク管理の方針及び手続の概要

当組合は、流動性リスク、事務リスク、システムリスクなど、信用リスク、市場リスク以外の全てのリスクをオペレーショナルリスクとして捉え、管理態勢や管理方法に関する基本方針をそれぞれ定め、リスク認識及び評価をしております。またこれらのリスクに関しては、必要に応じて理事会等へ報告する態勢を整備しております。

2. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称  
当組合は基礎的手法を採用しております。

□ 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当組合が保有している出資等又は株式等エクスポージャーにあたるものは、系統金融機関への出資金及び共同計算センター等の株式(非上場)であり、いずれも政策投資的なもので、金額も少額であります。

また、リスクの状況についても、定期的に検証し、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当組合が定める「償却・引当計上基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

□ 金利リスクに関する事項

1. リスクの説明およびリスク管理の方針

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に影響を及ぼすリスクをいいます。

当組合は、「リスク管理方針」および「市場リスク管理方針」の中で、金利リスクについて定めており、定期的な評価・計測を行い対応を講じる態勢としています。

2. リスク管理の体制及び手続の概要

一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク(BPV)の計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響などを、ALM管理システムにより定期的に計測を行い、ALM委員会で協議検討するとともに、必要に応じて経営陣への報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスクコントロールに努めています。

3. 内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

銀行勘定の金利リスク (IRRBB) の算定は、以下の定義に基づき、 $\Delta EVE$ 、 $\Delta NII$ について、上方パラレルシフト・下方パラレルシフトなど、経済価値の変動幅、期間収益への影響度を算出しています。

① 計測手法

「金利更改ラダー方式」

② コア預金

対象：流動性預金全般(普通等)

算定方法：①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差引いた残高、③現残高の50%相当額、以上3つのうち最小の額を上限

満期：5年以内(平均2.5年)

③ 金利感応資産・負債

預貸金、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債

④ 金利ショック幅

100BP<sup>(注2)</sup>平行移動

⑤ リスク計測の頻度

四半期(前月末基準)

注1) ALM…資産、負債の総合管理といい、主として金融機関で活用されているバランスシートのリスク管理方法。

注2) BP…ベシスポイントの略。1ベシスは0.01%であり、100BP平行移動とは全期間の金利を全て1%変化させることを意味する。

— 定量的事項 —

- ・自己資本の構成に関する事項
- ・自己資本の充実度に関する事項
- ・信用リスク(信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)に関する事項
- ・信用リスク削減手法に関する事項
- ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項…該当事項なし
- ・証券化エクスポージャーに関する事項
- ・出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項
- ・信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額…該当事項なし
- ・金利リスクに関して信用協同組合等が内部管理上使用した金利ショックに対する経済的価値の増減額

□自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

| 項 目  | 令和3年度     | 令和4年度     |
|--|-----------|-----------|
| コア資本に係る基礎項目 (1)  |           |           |
| 普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額                           | 8,180,932 | 8,336,447 |
| うち、出資金及び資本剰余金の額  | 28,290    | 28,250    |
| うち、利益剰余金の額   | 8,154,311 | 8,309,872 |
| うち、外部流出予定額 (△)   | 1,668     | 1,674     |
| うち、上記以外に該当するものの額   | －         | －         |
| コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額                                 | 59,740    | 59,508    |
| うち、一般貸倒引当金コア資本算入額  | 59,740    | 59,508    |
| うち、適格引当金コア資本算入額  | －         | －         |
| 適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額                         | －         | －         |
| 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | －         | －         |
| 土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額      | －         | －         |
| コア資本に係る基礎項目の額 (イ)  | 8,240,673 | 8,395,956 |
| コア資本に係る調整項目 (2)  |           |           |
| 無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額                 | 66,578    | 67,501    |
| うち、のれんに係るものの額  | －         | －         |
| うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額                        | 66,578    | 67,501    |
| 繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額                                   | －         | －         |
| 適格引当金不足額   | －         | －         |
| 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額                                     | －         | －         |
| 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額                         | －         | －         |
| 前払年金費用の額   | －         | －         |
| 自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額                            | －         | －         |
| 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額                               | －         | －         |
| 少数出資金融機関等の対象普通出資等の額  | －         | －         |
| 信用協同組合連合会の対象普通出資等の額  | －         | －         |
| 特定項目に係る10%基準超過額  | －         | －         |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額                        | －         | －         |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額                    | －         | －         |
| うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額                         | －         | －         |
| 特定項目に係る15%基準超過額  | －         | －         |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額                        | －         | －         |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額                    | －         | －         |
| うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額                         | －         | －         |
| コア資本に係る調整項目の額 (ロ)  | 66,578    | 67,501    |
| 自己資本   |           |           |
| 自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)                                     | 8,174,095 | 8,328,455 |

| 項 目  | 令和3年度      | 令和4年度      |
|--|------------|------------|
| リスク・アセット等 (3)  |            |            |
| 信用リスク・アセットの額の合計額   | 40,323,818 | 41,173,967 |
| 資産 (オン・バランス) 項目  | 40,091,633 | 40,960,934 |
| うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額  | △ 170,859  | △ 168,405  |
| うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャに係る経過措置 (自己資本比率改正告示附則第12条第8項) を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額 | △ 170,859  | △ 168,405  |
| うち、上記以外に該当するものの額   | —          | —          |
| オフ・バランス取引等項目   | 232,185    | 213,033    |
| オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額  | 917,238    | 903,200    |
| 信用リスク・アセット調整額  | —          | —          |
| オペレーショナル・リスク相当額調整額   | 73,379     | 72,256     |
| リスク・アセット等の合計額 (二)  | 41,241,056 | 42,077,167 |
| 自己資本比率   |            |            |
| 自己資本比率 ((ハ) / (二))   | 19.82      | 19.79      |

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準により自己資本比率を算出しております。

#### 用語の解説

##### 自己資本比率とは…

- ・簡単にいえば資産額に占める自己資本額の割合で、上記の表の算式により算出されます。信用協同組合等の自己資本比率は4%以上必要とされています。
- ・この計算に用いる資産額は貸借対照表に計上された額そのままではなく、すべての資産ごとに信用リスクに応じた掛け目(リスク・ウエイト)を乗じてリスクとなる額(リスク・アセット)を、またオペレーショナル・リスクについては粗利益に一定の倍率を乗じて算出し、それらを合計したものです。たとえば、現金や国債、地方債などはリスク・ウエイトはゼロで、リスク・アセットもゼロとなり、また民間向けの貸出金や有価証券等は信用力に応じてリスク・ウエイトが細かく定められています。

□自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

|  | 令和3年度    |         | 令和4年度    |         |
|--|----------|---------|----------|---------|
|  | リスク・アセット | 所要自己資本額 | リスク・アセット | 所要自己資本額 |
| イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計※1   | 40,323   | 1,612   | 41,174   | 1,647   |
| ①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー※2   | 40,488   | 1,619   | 41,336   | 1,653   |
| (i) ソブリン向け   | 630      | 25      | 649      | 26      |
| (ii) 金融機関向け  | 5,010    | 200     | 5,315    | 213     |
| (iii) 法人等向け  | 28,542   | 1,141   | 28,478   | 1,139   |
| (iv) 中小企業等・個人向け  | 614      | 24      | 711      | 28      |
| (v) 抵当権付住宅ローン  | 10       | 0       | 9        | 0       |
| (vi) 不動産取得等事業向け  | -        | -       | -        | -       |
| (vii) 三ヵ月以上延滞等   | -        | -       | -        | -       |
| (viii) 出資等   | -        | -       | -        | -       |
| 出資等のエクスポージャー   | -        | -       | -        | -       |
| 重要な出資のエクスポージャー   | -        | -       | -        | -       |
| (ix) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー | 5,278    | 211     | 5,770    | 231     |
| (x) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー             | 38       | 2       | 38       | 2       |
| (xi) その他   | 366      | 14      | 366      | 15      |
| ②証券化エクスポージャー   | -        | -       | -        | -       |
| ③リスクウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー   | 2        | 0       | 2        | 0       |
| ルック・スルー方式  | 2        | 0       | 2        | 0       |
| マンドート方式  | -        | -       | -        | -       |
| 蓋然性方式 (250%)   | -        | -       | -        | -       |
| 蓋然性方式 (400%)   | -        | -       | -        | -       |
| フォールバック方式 (1,250%)   | -        | -       | -        | -       |
| ④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額   | -        | -       | -        | -       |
| ⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額            | △ 170    | △ 6     | △ 168    | △ 7     |
| ⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額   | -        | -       | -        | -       |
| ⑦中央清算機関関連エクスポージャー  | -        | -       | -        | -       |
| ロ. オペレーショナル・リスク  | 917      | 36      | 903      | 36      |
| ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)  | 41,241   | 1,649   | 42,077   | 1,683   |

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。
4. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
5. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

|   |
|---|
| <p>〈オペレーショナル・リスク（基礎的手法）の算定方法〉</p> $\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$ |
|---|

6. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

□信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）

●信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高（業種別及び残存期間別）

（単位：百万円）

| 業種区分<br>期間区分      | エクスポージャー区分 | 信用リスクエクスポージャー期末残高                           |               |               |               |               |               |          |       | 3ヵ月以上延滞<br>エクスポージャー |       |
|-------------------|------------|---|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|----------|-------|---------------------|-------|
|                   |            | 貸出金、コミットメント及<br>びその他のデリバティブ以<br>外のオフ・バランス取引 |               |               |               | 債 券           |               | デリバティブ取引 |       |                     |       |
|                   |            | 令和3年度                                       | 令和4年度         | 令和3年度         | 令和4年度         | 令和3年度         | 令和4年度         | 令和3年度    | 令和4年度 | 令和3年度               | 令和4年度 |
| 製 造 業             |            | 6,103                                       | 5,505         | -             | -             | 6,103         | 5,505         | -        | -     | -                   | -     |
| 農 業               |            | -   | -             | -             | -             | -             | -             | -        | -     | -                   | -     |
| 林 業               |            | -   | -             | -             | -             | -             | -             | -        | -     | -                   | -     |
| 漁 業               |            | -   | -             | -             | -             | -             | -             | -        | -     | -                   | -     |
| 鉱 業               |            | -   | -             | -             | -             | -             | -             | -        | -     | -                   | -     |
| 建 設 業             |            | -   | -             | -             | -             | -             | -             | -        | -     | -                   | -     |
| 電気・ガス・熱供給・水道業     |            | 2,762                                       | 3,428         | -             | -             | 2,762         | 3,428         | -        | -     | -                   | -     |
| 情 報 通 信 業         |            | 206   | 103           | -             | -             | 206           | 103           | -        | -     | -                   | -     |
| 運 輸 業             |            | 2,222                                       | 2,250         | -             | -             | 2,222         | 2,250         | -        | -     | -                   | -     |
| 卸 売 業 ・ 小 売 業     |            | 2,460                                       | 2,409         | -             | -             | 2,460         | 2,409         | -        | -     | -                   | -     |
| 金 融 ・ 保 険 業       |            | 25,451                                      | 25,195        | -             | -             | 9,979         | 10,246        | -        | -     | -                   | -     |
| 不 動 産 業           |            | 3,760                                       | 3,255         | -             | -             | 3,760         | 3,255         | -        | -     | -                   | -     |
| 各 種 サ ー ビ ス       |            | 18,095                                      | 18,285        | 18,095        | 18,285        | -             | -             | -        | -     | -                   | -     |
| 国 ・ 地 方 公 共 団 体 等 |            | 16,527                                      | 16,673        | -             | -             | 16,527        | 16,673        | -        | -     | -                   | -     |
| 個 人               |            | 1,454                                       | 1,515         | 1,454         | 1,515         | -             | -             | -        | -     | -                   | -     |
| そ の 他             |            | -   | -             | -             | -             | -             | -             | -        | -     | -                   | -     |
| <b>業 種 別 合 計</b>  |            | <b>79,043</b>                               | <b>78,621</b> | <b>19,549</b> | <b>19,800</b> | <b>44,022</b> | <b>43,872</b> | -        | -     | -                   | -     |

|                      |               |               |               |               |               |               |   |   |   |   |
|----------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---|---|---|---|
| 1 年 以 下              | 16,404        | 17,012        | 476           | 453           | 2,156         | 3,110         | - | - | - | - |
| 1 年 超 3 年 以 下        | 8,294         | 4,369         | 878           | 1,106         | 5,716         | 3,263         | - | - | - | - |
| 3 年 超 5 年 以 下        | 6,944         | 5,507         | 2,026         | 1,048         | 4,918         | 4,459         | - | - | - | - |
| 5 年 超 7 年 以 下        | 6,333         | 7,352         | 914           | 2,014         | 5,419         | 5,338         | - | - | - | - |
| 7 年 超 10 年 以 下       | 7,287         | 9,222         | 1,639         | 1,605         | 5,648         | 7,117         | - | - | - | - |
| 10 年 超               | 33,779        | 35,156        | 13,616        | 13,574        | 20,163        | 20,582        | - | - | - | - |
| 期 間 の 定 め の な い も の  | -             | -             | -             | -             | -             | -             | - | - | - | - |
| そ の 他                | -             | -             | -             | -             | -             | -             | - | - | - | - |
| <b>残 存 期 間 別 合 計</b> | <b>79,043</b> | <b>78,621</b> | <b>19,549</b> | <b>19,800</b> | <b>44,022</b> | <b>43,872</b> | - | - | - | - |

- (注) 1. 当組合は、貸出金以外のオフバランス取引・デリバティブ取引・3ヵ月以上延滞エクスポージャーに該当するものではありません。  
 2. 「3ヵ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。  
 3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的に現金、固定資産等が含まれます。  
 4. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

●業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

（単位：百万円）

| 業 種 別      | 個別貸倒引当金  |          |          |          |          |          |          |          |          |          | 貸出金償却    |          |
|------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|            | 期首残高     |          | 当期増加額    |          | 当期減少額    |          |          |          | 期末残高     |          |          |          |
|            | 令和3年度    | 令和4年度    | 令和3年度    | 令和4年度    | 目的使用     |          | その他      |          | 令和3年度    | 令和4年度    | 令和3年度    | 令和4年度    |
| 各種サービス     | -        | -        | -        | -        | -        | -        | -        | -        | -        | -        | -        | -        |
| <b>合 計</b> | <b>-</b> | <b>-</b> | <b>-</b> | <b>-</b> | <b>-</b> | <b>-</b> | <b>-</b> | <b>-</b> | <b>-</b> | <b>-</b> | <b>-</b> | <b>-</b> |

- (注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しています。  
 2. 業種別区分は日本標準産業分類に準じて記載しております

●一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

P.26をご参照ください。



●リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

| 告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%) | エクスポージャーの額 |        |        |        |
|----------------------|------------|--------|--------|--------|
|                      | 令和3年度      |        | 令和4年度  |        |
|                      | 格付有り       | 格付無し   | 格付有り   | 格付無し   |
| 0                    | -          | 9,864  | -      | 10,053 |
| 10                   | -          | 6,605  | -      | 6,638  |
| 20                   | 21,804     | -      | 21,587 | -      |
| 35                   | -          | 34     | -      | 34     |
| 50                   | 14,880     | -      | 14,497 | -      |
| 75                   | -          | 819    | -      | 948    |
| 100                  | 4,297      | 18,274 | 3,928  | 18,452 |
| 200                  | -          | -      | -      | -      |
| 250                  | 1,985      | -      | 2,134  | -      |
| その他                  | 260        | -      | 156    | -      |
| 合計                   | 43,228     | 35,598 | 42,305 | 36,126 |

(注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

□信用リスク削減手法に関する事項

●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

| ポートフォリオ                 | 信用リスク削減手法 | 適格金融資産担保 |       | 保証    |       | クレジット・デリバティブ |       |
|-------------------------|-----------|----------|-------|-------|-------|--------------|-------|
|                         |           | 令和3年度    | 令和4年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和3年度        | 令和4年度 |
| 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー |           | 169      | 140   | -     | -     | -            | -     |
| ①ソブリン向け                 |           | -        | -     | -     | -     | -            | -     |
| ②金融機関向け                 |           | -        | -     | -     | -     | -            | -     |
| ③法人等向け                  |           | 108      | 82    | -     | -     | -            | -     |
| ④中小企業等・個人向け             |           | 61       | 58    | -     | -     | -            | -     |
| ⑤抵当権付住宅ローン              |           | -        | -     | -     | -     | -            | -     |
| ⑥不動産取得等事業向け             |           | -        | -     | -     | -     | -            | -     |
| ⑦3ヵ月以上延滞等               |           | -        | -     | -     | -     | -            | -     |
| ⑧その他                    |           | -        | -     | -     | -     | -            | -     |

(注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

2. 上記「保証」には、告示（平成18年金融庁告示第22号）第45条（信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー）、第46条（株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー）を含みません。

3. 「その他」とは、①～⑦に区分されないエクスポージャーです。

□派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当事項はありません。

□証券化エクスポージャーに関する事項

●オリジネーターの場合

該当事項はありません。

●投資家の場合

①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位：百万円)

| 証券化エクスポージャーの額 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|---------------|-------|-------|
| (i) 不動産       | -     | -     |
| (ii) その他      | -     | -     |

②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

(単位：百万円)

| 告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%) | エクスポージャー残高 |       | 所要自己資本の額 |       |
|----------------------|------------|-------|----------|-------|
|                      | 令和3年度      | 令和4年度 | 令和3年度    | 令和4年度 |
| 20                   | -          | -     | -        | -     |
| 50                   | -          | -     | -        | -     |
| 100                  | -          | -     | -        | -     |
| 200                  | -          | -     | -        | -     |
| 250                  | -          | -     | -        | -     |
| 自己資本控除               | -          | -     | -        | -     |

(注) 1. 所要自己資本の額=エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%

□出資等エクスポージャーに関する事項

●出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位：百万円)

| 区 分     |       | 出資等エクスポージャー        |              |                    |                    |              |         |   |   |
|---------|-------|--------------------|--------------|--------------------|--------------------|--------------|---------|---|---|
|         |       | うち、売買目的有価証券に該当するもの |              |                    | うち、その他有価証券で時価のあるもの |              |         |   |   |
|         |       | 貸借対照表<br>計上額       | 貸借対照表<br>計上額 | 当期の損益に含<br>まれた評価差額 | 取得原価<br>(償却原価)     | 貸借対照表<br>計上額 | 評 価 差 額 |   |   |
|         |       |                    |              |                    |                    | うち益          | うち損     |   |   |
| 上 場 株 式 | 令和3年度 | -                  | -            | -                  | -                  | -            | -       | - | - |
|         | 令和4年度 | -                  | -            | -                  | -                  | -            | -       | - | - |
| 非上場株式等  | 令和3年度 | 38                 | -            | -                  | -                  | -            | -       | - | - |
|         | 令和4年度 | 38                 | -            | -                  | -                  | -            | -       | - | - |
| 合 計     | 令和3年度 | 38                 | -            | -                  | -                  | -            | -       | - | - |
|         | 令和4年度 | 38                 | -            | -                  | -                  | -            | -       | - | - |

(注) 1. 貸借対照表計上額のうち、売買目的有価証券に該当するもの、その他有価証券で時価のあるものはありません。

●子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額等

該当ありません。

●出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

該当ありません。

●貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額 (単位：百万円)

|         | 令和3年度 | 令和4年度 |
|---------|-------|-------|
| 評 価 損 益 | 314   | △ 918 |

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

●貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 (単位：百万円)

|         | 令和3年度 | 令和4年度 |
|---------|-------|-------|
| 評 価 損 益 | -     | -     |

(注) 「貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式及び関連会社の評価損益です。

□リスクウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

|                                  | 令和3年度 | 令和4年度 |
|----------------------------------|-------|-------|
| ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー           | 300   | 200   |
| マンドート方式を適用するエクスポージャー             | -     | -     |
| 蓋然性方式 (250%) を適用するエクスポージャー       | -     | -     |
| 蓋然性方式 (400%) を適用するエクスポージャー       | -     | -     |
| フォールバック方式 (1,250%) を適用するエクスポージャー | -     | -     |

□金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB：金利リスク

| 項番 |         | イ     |       | ロ     |     | ハ    |  | ニ   |  |
|----|---------|-------|-------|-------|-----|------|--|-----|--|
|    |         | ΔEVE  |       |       |     | ΔNII |  |     |  |
|    |         | 当期末   |       | 前期末   |     | 当期末  |  | 前期末 |  |
| 1  | 上方平行シフト | 2,821 | 2,818 | 154   | 146 |      |  |     |  |
| 2  | 下方平行シフト | 0     | 0     | 0     | 0   |      |  |     |  |
| 3  | スティープ化  | 2,462 | 2,469 |       |     |      |  |     |  |
| 4  | フラット化   |       |       |       |     |      |  |     |  |
| 5  | 短期金利上昇  |       |       |       |     |      |  |     |  |
| 6  | 短期金利低下  |       |       |       |     |      |  |     |  |
| 7  | 最大値     | 2,821 | 2,818 | 154   | 146 |      |  |     |  |
|    |         | ホ     |       |       |     | へ    |  |     |  |
|    |         | 当期末   |       | 前期末   |     | 当期末  |  | 前期末 |  |
| 8  | 自己資本の額  | 8,328 |       | 8,174 |     |      |  |     |  |

(注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

2. 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号 (2019年2月18日) による改正を受け、2020年3月末からΔNIIを開示することとなりました。

## 資金調達

### ● 預金種目別残高（期末残高）（単位：千円、％）

| 種 目   | 令和3年度末     |       | 令和4年度末     |       |
|-------|------------|-------|------------|-------|
|       | 残 高        | 構成比   | 残 高        | 構成比   |
| 流動性預金 | 21,773,159 | 33.7  | 22,995,436 | 34.9  |
| 定期性預金 | 42,768,374 | 66.3  | 42,925,437 | 65.1  |
| 譲渡性預金 | -          | -     | -          | -     |
| その他預金 | -          | -     | -          | -     |
| 合 計   | 64,541,534 | 100.0 | 65,920,874 | 100.0 |

### ● 預金種目別残高（平均残高）（単位：千円、％）

| 種 目   | 令和3年度      |       | 令和4年度      |       |
|-------|------------|-------|------------|-------|
|       | 残 高        | 構成比   | 残 高        | 構成比   |
| 流動性預金 | 21,745,129 | 33.9  | 22,696,973 | 34.6  |
| 定期性預金 | 42,471,153 | 66.1  | 42,862,553 | 65.4  |
| 譲渡性預金 | -          | -     | -          | -     |
| その他預金 | -          | -     | -          | -     |
| 合 計   | 64,216,283 | 100.0 | 65,559,526 | 100.0 |

### ● 預金者別残高（期末残高）（単位：百万円、％）

| 区 分  | 令和3年度末 |       | 令和4年度末 |       |
|------|--------|-------|--------|-------|
|      | 金 額    | 構成比   | 金 額    | 構成比   |
| 個 人  | 32,749 | 50.7  | 32,683 | 49.6  |
| 法 人  | 31,792 | 49.3  | 33,237 | 50.4  |
| 一般法人 | 31,792 | 49.3  | 33,237 | 50.4  |
| 金融機関 | -      | -     | -      | -     |
| 公 金  | -      | -     | -      | -     |
| 合 計  | 64,541 | 100.0 | 65,920 | 100.0 |

### ● 定期預金種類別残高（期末残高）（単位：百万円）

| 区 分      | 令和3年度末 | 令和4年度末 |
|----------|--------|--------|
| 固定金利定期預金 | 41,585 | 41,724 |
| 変動金利定期預金 | 0      | 0      |
| その他の定期預金 | 0      | 0      |
| 合 計      | 41,585 | 41,724 |

### ● 財形貯蓄残高（期末残高）（単位：千円）

| 項 目    | 令和3年度末 | 令和4年度末 |
|--------|--------|--------|
| 財形貯蓄残高 | -      | -      |

## 資金運用

### ● 貸出金種類別残高（期末残高）（単位：千円、％）

| 種 目  | 令和3年度末     |       | 令和4年度末     |       |
|------|------------|-------|------------|-------|
|      | 金 額        | 構成比   | 金 額        | 構成比   |
| 割引手形 | -          | -     | -          | -     |
| 手形貸付 | 280,000    | 1.5   | 275,900    | 1.4   |
| 証書貸付 | 19,037,577 | 98.5  | 19,311,960 | 98.6  |
| 当座貸越 | -          | -     | -          | -     |
| 合 計  | 19,317,577 | 100.0 | 19,587,860 | 100.0 |

(注) 当組合は、割引手形、当座貸越は取り扱っておりません。

### ● 貸出金種類別残高（平均残高）（単位：千円、％）

| 種 目  | 令和3年度末     |       | 令和4年度末     |       |
|------|------------|-------|------------|-------|
|      | 金 額        | 構成比   | 金 額        | 構成比   |
| 割引手形 | -          | -     | -          | -     |
| 手形貸付 | 88,512     | 0.5   | 269,212    | 1.4   |
| 証書貸付 | 19,489,606 | 99.5  | 19,090,594 | 98.6  |
| 当座貸越 | -          | -     | -          | -     |
| 合 計  | 19,578,118 | 100.0 | 19,359,806 | 100.0 |

### ● 貸出金使途別残高（期末残高）（単位：千円、％）

| 種 目     | 令和3年度末     |       | 令和4年度末     |       |
|---------|------------|-------|------------|-------|
|         | 金 額        | 構成比   | 金 額        | 構成比   |
| 運 転 資 金 | 3,114,861  | 16.1  | 3,345,521  | 17.1  |
| 設 備 資 金 | 16,202,716 | 83.9  | 16,242,339 | 82.9  |
| 合 計     | 19,317,577 | 100.0 | 19,587,860 | 100.0 |

### ● 消費者ローン・住宅ローン残高（期末残高）（単位：千円、％）

| 種 目    | 令和3年度末    |       | 令和4年度末    |       |
|--------|-----------|-------|-----------|-------|
|        | 金 額       | 構成比   | 金 額       | 構成比   |
| 消費者ローン | 679,060   | 11.5  | 806,588   | 14.2  |
| 住宅ローン  | 5,214,215 | 88.5  | 4,872,591 | 85.8  |
| 合 計    | 5,893,275 | 100.0 | 5,679,179 | 100.0 |

### ● 貸出金業種別残高・構成比（単位：千円、％）

| 業 種 別 | 令和3年度末     |       | 令和4年度末     |       |
|-------|------------|-------|------------|-------|
|       | 金 額        | 構成比   | 金 額        | 構成比   |
| 医療・福祉 | 17,863,305 | 92.5  | 18,072,220 | 92.3  |
| 個 人   | 1,454,272  | 7.5   | 1,515,640  | 7.7   |
| 合 計   | 19,317,577 | 100.0 | 19,587,860 | 100.0 |

(注) 個人は勤務医に対する消費者ローン・住宅ローンです。

担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額

(単位：百万円、%)

| 区 分           | 令和3年度末        |              |            | 令和4年度末        |              |            |
|---------------|---------------|--------------|------------|---------------|--------------|------------|
|               | 金 額           | 構成比          | 債務保証見返額    | 金 額           | 構成比          | 債務保証見返額    |
| 当 組 合 預 金 積 金 | 169           | 0.9          | —          | 236           | 1.2          | —          |
| 有 価 証 券       | —             | —            | —          | —             | —            | —          |
| 動 産           | —             | —            | —          | —             | —            | —          |
| 不 動 産         | 15,960        | 82.6         | 232        | 14,955        | 76.4         | 213        |
| そ の 他         | —             | —            | —          | —             | —            | —          |
| <b>小 計</b>    | <b>16,129</b> | <b>83.5</b>  | <b>232</b> | <b>15,191</b> | <b>77.6</b>  | <b>213</b> |
| 信用保証協会・信用保険   | 31            | 0.2          | —          | 25            | 0.1          | —          |
| 保 証           | 2,946         | 15.2         | —          | 2,012         | 10.3         | —          |
| 信 用           | 211           | 1.1          | —          | 2,359         | 12.0         | —          |
| <b>合 計</b>    | <b>19,317</b> | <b>100.0</b> | <b>232</b> | <b>19,587</b> | <b>100.0</b> | <b>213</b> |

貸出金利区分別残高

(単位：百万円)

| 区 分        | 令和3年度末        | 令和4年度末        |
|------------|---------------|---------------|
| 固定金利貸出     | —             | —             |
| 変動金利貸出     | 19,317        | 19,587        |
| <b>合 計</b> | <b>19,317</b> | <b>19,587</b> |

貸倒引当金の内訳

(単位：千円)

| 項 目     | 令和3年度  |         | 令和4年度  |       |
|---------|--------|---------|--------|-------|
|         | 期末残高   | 増減額     | 期末残高   | 増減額   |
| 一般貸倒引当金 | 59,740 | △ 3,456 | 59,508 | △ 232 |
| 個別貸倒引当金 | —      | —       | —      | —     |
| 貸倒引当金合計 | 59,740 | △ 3,456 | 59,508 | △ 232 |

(注) 当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当勘定」に係わる引き当ては行っておりません。

貸出金償却額

(単位：千円)

| 項 目         | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-------------|-------|-------|
| 貸 出 金 償 却 額 | —     | —     |

有価証券種類別残高 (平均残高)

(単位：千円、%)

| 業 種 別      | 令和3年度             |              | 令和4年度             |              |
|------------|-------------------|--------------|-------------------|--------------|
|            | 金 額               | 構成比          | 金 額               | 構成比          |
| 国 債        | 6,982,762         | 16.7         | 8,572,118         | 19.2         |
| 地 方 債      | 1,904,321         | 4.5          | 1,159,357         | 2.6          |
| 短 期 社 債    | —                 | —            | —                 | —            |
| 社 債        | 27,642,605        | 66.0         | 28,911,056        | 64.8         |
| 株 式        | 200               | 0.0          | 200               | 0.0          |
| その他の証券     | 5,380,854         | 12.8         | 6,005,616         | 13.4         |
| 貸付有価証券     | —                 | —            | —                 | —            |
| <b>合 計</b> | <b>41,910,744</b> | <b>100.0</b> | <b>44,648,348</b> | <b>100.0</b> |

(注) 当組合は、商品有価証券は保有しておりません。

有価証券種類別残存期間別残高

(単位：百万円)

| 区 分         |        | 1年以内         | 1年超<br>5年以内   | 5年超<br>10年以内  | 10年超          | 期間の定め<br>のないもの |
|-------------|--------|--------------|---------------|---------------|---------------|----------------|
|             |        | 国 債          | 令和3年度末        | 1,103         | 1,111         | 1,462          |
|             | 令和4年度末 | —            | 1,090         | 1,435         | 5,409         | —              |
| 地 方 債       | 令和3年度末 | 150          | 202           | —             | 870           | —              |
|             | 令和4年度末 | 200          | —             | 833           | 502           | —              |
| 短 期 社 債     | 令和3年度末 | —            | —             | —             | —             | —              |
|             | 令和4年度末 | —            | —             | —             | —             | —              |
| 社 債         | 令和3年度末 | 902          | 7,395         | 6,759         | 14,102        | —              |
|             | 令和4年度末 | 2,810        | 4,828         | 7,200         | 13,888        | —              |
| 株 式         | 令和3年度末 | —            | —             | —             | —             | 0              |
|             | 令和4年度末 | —            | —             | —             | —             | 0              |
| 外 国 証 券     | 令和3年度末 | —            | 1,665         | 2,845         | 845           | —              |
|             | 令和4年度末 | 99           | 1,648         | 2,986         | 781           | —              |
| そ の 他 の 証 券 | 令和3年度末 | —            | 260           | —             | —             | —              |
|             | 令和4年度末 | —            | 156           | —             | —             | —              |
| <b>合 計</b>  | 令和3年度末 | <b>2,156</b> | <b>10,635</b> | <b>11,067</b> | <b>20,163</b> | <b>0</b>       |
|             | 令和4年度末 | <b>3,110</b> | <b>7,723</b>  | <b>12,455</b> | <b>20,582</b> | <b>0</b>       |

有価証券、金銭の信託等の取得価格又は契約価格、時価及び評価損益

(単位：千円)

| 項 目             | 取得価格又は契約価格 | 時 価        | 評価損益       |           |
|-----------------|------------|------------|------------|-----------|
| 有価証券            | 3年度末       | 43,708,622 | 44,022,973 | 314,351   |
|                 | 4年度末       | 44,791,396 | 43,872,670 | △ 918,726 |
| 金 銭 の 信 託       | 3年度末       | —          | —          | —         |
|                 | 4年度末       | —          | —          | —         |
| デリバティブ<br>等 商 品 | 3年度末       | —          | —          | —         |
|                 | 4年度末       | —          | —          | —         |

- (注) 1. 「時価」は、上場有価証券については決算日時価、非上場有価証券については価格等の算定が可能なもの(店頭売買有価証券については日本証券業協会が公表する売買価格等、公募債券については日本証券業協会が発表する公社店頭(基準)気配表に掲載されている銘柄の利回りに基づいて計算した価格)については時価相当額、その他のものは帳簿価格です。
2. 有価証券については12年度より時価会計が適用されたことにとまなない、償却原価法による簿価の調整を行っています。
- 償却原価法とは償還期限、償還金額の定めのある有価証券の内、償還金額と取得価額が異なるものについて、期末において取得価額が額面金額より高いとき(オーバーパー)又は低いとき(アンダーパー)、帳簿価額を一定の方法で減額又は増額して調整することです。

オーバーパーについては相応の期間計算により、減額損計上(アモチゼーション)、アンダーパーについては増額益計上(アキュムレーション)により、4年度については52,703千円の簿価減額調整を行いました。

### ● 先物取引の時価情報

先物取引は取り扱っておりません。

### ● オフバランス取引の状況

独立行政法人福祉医療機構代理貸付および全国信用協同組合連合会代理貸付にかかる債務保証以外、オフバランス取引は取り扱っておりません。

## その他業務

### ● 代理貸付残高の内訳

(単位：千円)

| 区分           | 令和3年度   | 令和4年度   |
|--------------|---------|---------|
| 独立行政法人福祉医療機構 | —       | —       |
| 全国信用協同組合連合会  | 232,185 | 213,033 |

### ● 国際業務

国際業務は取り扱っておりません。

### ● 内国為替取扱実績

(単位：百万円)

| 区分    | 令和3年度    |       | 令和4年度  |       |        |
|-------|----------|-------|--------|-------|--------|
|       | 件数       | 金額    | 件数     | 金額    |        |
| 送金・振込 | 他の金融機関向け | 9,002 | 13,763 | 8,800 | 14,993 |
|       | 他の金融機関から | 3,344 | 15,867 | 3,164 | 16,227 |
| 代金取立  | 他の金融機関向け | —     | —      | —     | —      |
|       | 他の金融機関から | —     | —      | —     | —      |

### ● 公共債引受額、窓販額

引受、窓口販売は取り扱っておりません。

## Dr.ビジネスプランサポートパック

### ♪ サポート C50

資金使途：新型コロナに関わる  
運転資金・設備資金  
対象者：開業医の先生および法人  
限度額：5千万円  
融資期間：7年以内  
(1年間の元金返済据置可)

### 医業承継ローン

資金使途：医業承継時に必要となる  
運転資金・設備資金  
対象者：静岡県内の診療所を  
承継する先生  
限度額：5億円  
融資期間：30年以内  
(1年間の元金返済据置可)

### 新規開業ローン

資金使途：新規開業資金  
対象者：静岡県内に診療所を  
新規に開業する先生  
限度額：5億円  
融資期間：25年以内  
(1年間の元金返済据置可)

### ♪ 新規開業ローン(無担保口)

資金使途：新規開業資金  
対象者：静岡県内に診療所を  
新規に開業する先生  
限度額：3千万円  
融資期間：20年以内  
(1年間の元金返済据置可)

### 医療機器ローン

資金使途：医療機器購入資金  
対象者：開業医の先生および法人  
限度額：5千万円  
融資期間：10年以内

### 土地購入ローン

資金使途：診療所や介護施設・駐車場  
等のための土地購入資金  
対象者：開業医の先生および法人  
限度額：5億円  
融資期間：25年以内

### 診療所ローン

資金使途：診療時や介護施設の  
新築・増改築資金  
対象者：開業医の先生および法人  
限度額：5億円  
融資期間：25年以内

### ♪ ドクターサポートローン

資金使途：医業に係わる事業資金  
対象者：開業医の先生および法人  
(勤務医の先生は開業資金のみ利用可)  
限度額：1千万円  
融資期間：5年以内

#### ・ 共通事項

1. 融資限度額は合算で原則として5億円以内となります。
2. 返済方法は元金均等返済で、ご指定の金融機関口座より引落としとなります。
3. 担保は原則として不動産。保証人に関しては融資規程に準じて取扱います。
4. 融資利率は一部を除きすべて変動金利です。また、一般金融機関より低水準となっております。

医信では、組合員の皆さまの医業経営や資産形成、快適な生活のお役に立つよう、「各種ローン」を取り揃えております。

♪マークは無担保型融資です。

## Dr.ライフプランサポートパック

### 住宅ローン

資金使途：住宅資金  
対象者：開業医・勤務医の先生  
限度額：開業医の先生5億円  
勤務医の先生1億円  
融資期間：35年以内

### ♪ドクターフリーローン

資金用途：自由(ただし事業資金、  
借換資金は除く)  
対象者：開業医・勤務医の先生  
限度額：1千万円  
融資期間：10年以内

### ♪教育ローン・プレミアム

資金使途：医大に係る教育資金  
対象者：開業医・勤務医の先生  
限度額：5千万円  
融資期間：25年以内  
(最長6年9カ月の元金返済据置可)

### 教育ローン

資金使途：教育資金  
対象者：開業医・勤務医の先生  
限度額：5千万円  
融資期間：25年以内  
(最長6年間の元金返済据置可)

### ♪モーターローン・プレミアム

資金使途：事業用・自家用車の  
購入資金  
対象者：開業医・勤務医の先生  
および法人  
限度額：2千万円  
融資期間：10年以内

### ♪ドクター教育ローン

資金使途：大学、大学院に係る  
教育資金  
対象者：開業医・勤務医の先生  
限度額：2千万円  
融資期間：15年以内  
(最長6年間の元金返済据置可)

### ♪モーターローン

資金使途：事業用・自家用車の  
購入資金  
対象者：開業医・勤務医の先生  
限度額：1千万円  
融資期間：10年以内

### ♪モーターローン(応援)

資金使途：事業用・自家用車の  
購入資金  
対象者：医信加入後3年未満の開業医、  
勤務医の先生および法人  
限度額：5百万円  
融資期間：5年以内

前頁および上記以外のご融資についても、資金使途・担保・保証に応じて個別に対応しております。  
お気軽にお問合せください。

フリーダイヤル 0120-144-493



いつも医信をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。  
皆さまのお力添えにより、医信は創立55周年の節目を迎えました。  
これからも安心してご利用いただけるよう、誠心誠意努めて参りますので、より一層のご活用をお願い申し上げます。



## 医信の特徴 ♡♡ここが魅力的♡♡

### 1 医師の、医師による、 医師のための、 安心できる金融機関です！

医師会に関連する、安心、安全な金融機関で、健全経営により、先生方のニーズに特化した良質な商品やサービスを取り揃えております。

### 2 “預金金利は高く” “融資金利は低く” を基本としています！

組合事業を通じた利益は、先生方へ還元することを第一義としております。ご預金は、有利な金利で安全に、ご融資は低金利かつ迅速丁寧にご対応いたします。

### 3 サブの金融機関 として、最適です！

組合員への還元メリットを創出するため、金融機能は極力限定しております。メインの金融機関のご本人様名義口座との資金の移動も、迅速かつ手数料無料で取り扱わせていただきます。



### 4 様々なご相談も お受付いたします！

先生方の経営上の各種課題に対し、先生方の立場にたって、各専門家と連携してサポートいたします。

- ・ 医業承継相談
- ・ 不動産情報提供サポート
- ・ 遺言作成に関するアドバイス など

お気軽にお声かけください。

これからも医信をご活用くださいますよう  
よろしくお願いいたします！





# Thanks 55 キャンペーン

## 定期預金キャンペーン

医信創立 55 周年を記念した、特別金利の定期預金です。  
お取扱期間中であっても募集金額 30 億円に達した時点で終了  
とさせていただきますので、お早めにご利用ください。

|      |                 |
|------|-----------------|
| 金利   | 0.55% (1年)      |
| 期間   | 令和5年5月1日~10月31日 |
| 対象   | 組合員、同居ご家族       |
| 金額   | 5百万円~2千万円       |
| 募集金額 | 30億円            |
| その他  | ニューマナーのみ        |

## 自動車のご購入・ディーラーローンのお借換に！ モーターローン『プレミアム』

2千万円までご利用可能な、低金利の自動車専用ローンです。  
担保不要、1千万円までは保証人も不要です。  
お手続きも簡単！ご利用をお待ちしております。

|     |                           |
|-----|---------------------------|
| 金額  | 2千万円まで                    |
| 利率  | 7年払迄…0.90%<br>10年払迄…1.25% |
| 期間  | 10年まで                     |
| 保証人 | 1千万円まで不要※                 |
| 担保  | 不要                        |

※法人は理事長様の保証が必要です。

## 新組合員ご紹介キャンペーン (R5.4月~R5.12月)

医信へ未加入のお医者様\*をご紹介ください！  
ご紹介いただいた方が医信にご加入されると、  
ご紹介者様にお礼の品（オリジナル QUO カード）  
を進呈させていただきます。

\*静岡県内で医業に従事するお医者様に限ります。

ご加入いただいた方は、定期預金プレミアム（300万円迄・1年・1%）の特別定期預金を預入することができるとともに、もちろん  
図書カード等をプレゼントいたします。

## 後継者様の育成や奨学金の返済に！ 教育ローン『プレミアム』

初回に限度額を設定し、学費のお支払時期に合わせて繰り返し  
お使いいただけます。ご自身の奨学金返済にも利用可能！  
大変ご好評いただいております。

|     |  |
|-----|--|
| 金額  | 5千万円まで                                   |
| 利率  | 7年払迄…1.20%<br>10年払迄…1.50%<br>25年払迄…1.70% |
| 期間  | 25年まで                                    |
| 保証人 | 個別にご相談させていただきます。                         |
| 担保  | 不要                                       |

## 医業承継セミナーのご案内

医信では、先生方の経営上の諸課題に対する有効なソリューション（課題解決）を提供できるよう「相談業務」に注力しています。

創立 55 周年記念の一環として以下のセミナー開催準備を進めております。ぜひご参加ください。

開催日：令和5年11月25日（土）15:00~18:00（参加費無料）

場所：静岡県医師会館 4 階

テーマ：医業承継成功のポイント 【第1部】セミナー 【第2部】個別相談会

※詳細につきましてはフリーダイヤルやメール等でお気軽にお問い合わせください。

We, for Doctor, for Regional healthcare シンフォニーのように。

## 静岡県医師信用組合

0120-144-493

ホームページ <https://www.shizuokaishin.co.jp/>

静岡医信

検索



(HPをご覧ください)

静岡県観光Spot案内

## 久能山東照宮

(静岡市駿河区)



久能山東照宮は、徳川家康公をご祭神としておまつりする全国東照宮の創祀です。江戸幕府を創始し晩年を駿府（現静岡市葵区）で大御所として過ごした家康公は、「久能城は駿府城の本丸と思う」と久能山の重要性を説いたと言われ、死後、ご遺命により久能山に埋葬されました。

2代将軍秀忠公の命により創建された、権現造、総漆塗、極彩色の御社殿は、日光東照宮より19年前に造られ、彫刻、模様、組物等に桃山時代の技法も取り入れた江戸初期の代表的建築物として国宝に指定されています。

JR静岡駅より路線バスにて日本平へ(40分)  
東名高速道路清水ICより日本平へ(40分)  
日本平山頂よりロープウェイ(5分)

